

国の施策等に関する提案

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ
夢にあふれる新たな熊本の創造”へ



平成 30 年 5 月

 熊本県

我が国観測史上初めて、震度7が連続して発生し、本県に未曾有の被害をもたらした「平成28年熊本地震」から二年が経過しました。本県では、一日も早い熊本の再生に向けて、県民の皆様とともに、目の前の一つ一つの困難に立ち向かい、復旧・復興の歩みを進めてまいりました。

この間、国におかれましては、迅速な被災者の救助活動や生活支援はもとより、国庫補助制度の創設や補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担の最小化のため、多くの手厚い支援措置を実現いただきました。このような国の強力な御支援により、復旧・復興に躊躇なく取り組めますことに、県民を代表して深く感謝申し上げます。

さて、本県では、熊本の将来の礎を築くために重点的に推進する取組みを明らかにした、「熊本復旧・復興4カ年戦略」のもと、「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を目指し、引き続き、様々な取組みを積極的に展開して参りたいと考えております。

つきましては、国の施策等に反映させていただきたい項目を本書のとおり取りまとめましたので、今後の予算編成や国の取組みに是非とも採り入れていただきますよう、お願い申し上げます。

平成30年5月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

目 次

喫緊の重要課題の解決に向けた施策

地方税財源の充実確保	…	1
公共事業予算の安定的な総額確保	…	3
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	…	4
川辺川ダム問題の解決	…	6
地方創生の推進	…	7

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本の創造 “へ

安心で希望に満ちた暮らしの創造

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	…	8
治安基盤の整備充実	…	9
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策	…	10
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	…	11
公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設	…	12
様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	…	13
動物保護施設の整備に係る支援の拡充	…	14
女性の社会参画の加速化	…	15
夢を叶える教育の推進に向けた環境整備	…	16
学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援	…	18
特別支援学校の教育環境整備	…	19
安心して私立学校に通える教育環境の実現	…	20
長寿で安心して暮らせる施策の充実	…	21
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	…	24
熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実	…	26

未来へつなぐ資産の創造

九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進	…	27
地域公共交通（路線バス）の確保・維持に対する支援	…	28
天草地域の交通基盤づくりの推進	…	29
肥薩おれんじ鉄道に対する支援	…	30
阿蘇山直轄砂防事業の促進	…	32
立野ダムの整備推進	…	33

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援	… 3 4
所有者不明土地の取得制度の充実	… 3 5
『九州を支える広域防災拠点構想』の推進	… 3 6
世界遺産に係る支援	… 3 8
国立公園満喫プロジェクト推進の支援	… 3 9
地下水の硝酸性窒素対策への支援	… 4 0
有明海・八代海の再生	… 4 1
県営荒瀬ダム撤去後の環境モニタリング調査への支援	… 4 3

次代を担う力強い地域産業の創造

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現	… 4 4
意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	… 4 6
中山間地域対策等の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援	… 4 8
震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	… 5 0
地域未来投資促進法における支援措置の拡充	… 5 1
再生可能エネルギー導入拡大	… 5 2
大規模太陽光発電所の建設に伴う課題への対応	… 5 3
熊本地震からの復旧・復興に係る人材確保	… 5 4
地域の建設産業における人材確保・育成	… 5 5
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成	… 5 6

世界とつながる新たな熊本の創造

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援	… 5 7
地域の活性化につながる八代港の整備促進	… 5 8
地域の活性化につながる熊本港の整備促進	… 5 9
国際的なスポーツ大会の推進・選手育成と地域のスポーツ振興	… 6 0

地方税財源の充実確保について

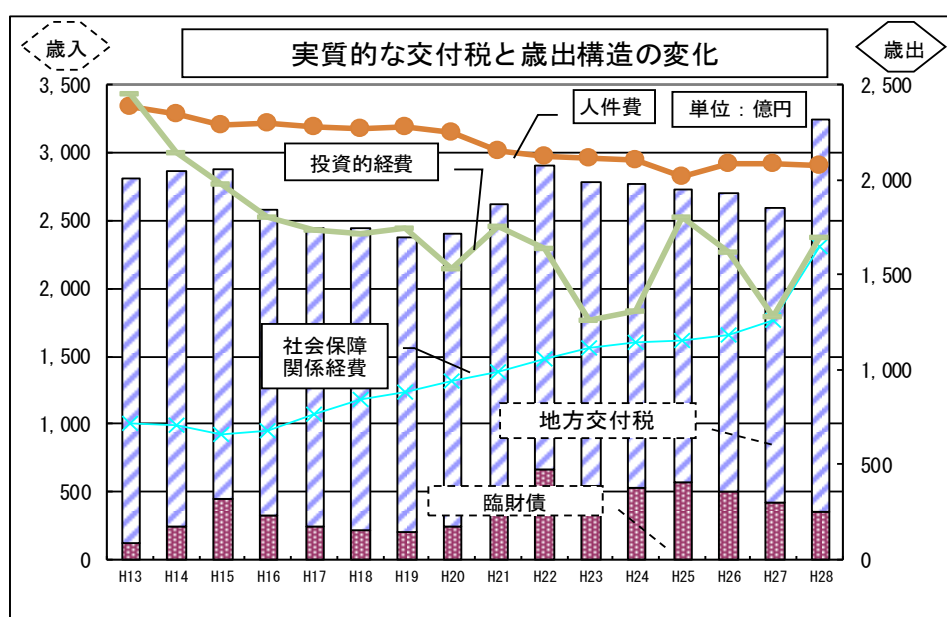
【内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方一般財源総額の確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
 - ①偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ②車体課税の見直しに係る代替税財源の確保
 - ③固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ④ゴルフ場利用税の堅持

【現状・課題等】

- 平成 21 年度以降、1 兆円を超える地方交付税の別枠加算等の措置により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、三位一体改革以前の平成 15 年度水準近くまで復元されたものの、社会保障関係経費や年々増加する臨時財政対策債の償還費などにより、依然として厳しい財政運営を強いられている。
- 厳しい財政状況のなか、本県では、給与削減まで踏み込んだ「財政再建戦略」（平成 21～24 年度当初予算）を策定し、行財政改革の取組みを強力に推進した結果、財政再建に一定の道筋が立ちつつあったが、平成 28 年熊本地震からの迅速な復旧・復興と財政健全化の両立という困難な課題に直面しており、中長期にわたる財源確保が不可欠となっている。
- さらに、今後も少子高齢化の中で、地域経済の活性化や雇用対策、福祉の充実など地方の役割は増大し、これらに的確に対応していくためには、臨時財政対策債等の特例措置を講じるのではなく、交付税率の引上げにより地方一般財源総額の一層の充実を図ることが必要である。



1 地方一般財源総額の確保

地方が責任を持って、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映していただきたい。

地方一般財源総額については、平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる「骨太の方針 2015」）に基づき、平成 30 年度までは平成 27 年度地方財政計画の水準が確保されたものの、平成 31 年度以降については方針が明らかになっていない。「骨太の方針 2018」に向けた議論がなされているところであるが、地方の安定的な財政運営に必要不可欠なものであり、平成 31 年度以降も確実に平成 30 年度までの水準を継続的に確保していただきたい。

また、地方の基金残高の増加は、災害や公共施設等の老朽化対策、将来の税収変動などに備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れである。本県では、財政健全化を進める中で、基金を積み増していたからこそ、平成 28 年熊本地震において迅速な災害復旧に取り組むことができた。単純に基金残高が増加していることをもって地方交付税を削減することがないようにしていただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立

地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。

また、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。

社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入していただきたい。

3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

① 消費税・地方消費税の 10%への引上げに当たっては、8%段階で措置されたような措置を講じることで、引き続き偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図っていただきたい。併せて、偏在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある偏在是正措置としていただきたい。また、消費税の軽減税率制度の導入に伴う減収に対しては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源等による措置を確実に講じていただきたい。

② 消費税・地方消費税の 10%への引上げ時期の延期に伴い、平成 31 年度税制改正において行うこととされている自動車税及び軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しに当たっては、自動車取得税の廃止による減収分の財源が確実に確保できるよう措置していただきたい。なお、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源の確保を前提に議論を進めていただきたい。

③ 償却資産に係る固定資産税は、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持していただきたい。なお、平成 30 年度税制改正において創設された固定資産税の償却資産に係る特例措置は、生産性革命の実現に向けた集中投資期間における臨時・異例の措置であり、その期限をもって確実に終了させ、今後、対象の拡充を行わないようにしていただきたい。

④ ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。

人口減少の克服、地方創生に向けた 公共事業予算の安定的な総額確保について

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

熊本地震に係る復旧・復興とともに重要課題である人口減少の克服や地方創生に向け、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにするためには、基盤となる社会資本の整備や農林水産業の生産基盤整備を着実に推進することが必要である。

また、地域の安全・安心や雇用を担う建設産業の担い手確保・育成の観点からも、公共事業予算の安定的かつ継続的な総額確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 近年、公共事業費が大幅に削減されてきた中、ここ数年は微増・横ばいで推移していたが、平成29年度については、熊本地震からの復旧・復興に配慮した配分となっている。

一方、地方創生の基盤となる本県における社会資本の整備は、道路を例に挙げても改良率57.3%（全国35位、道路統計年報2017）と依然として遅れており、熊本地震を受けて人口流出も懸念される中、引き続き着実に整備を進めて行く必要がある。

また、熊本地震からの復旧・復興とともに、今後の災害に備え災害に強い国土を形成する「国土強靱化」の推進や、高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策も喫緊の課題である。

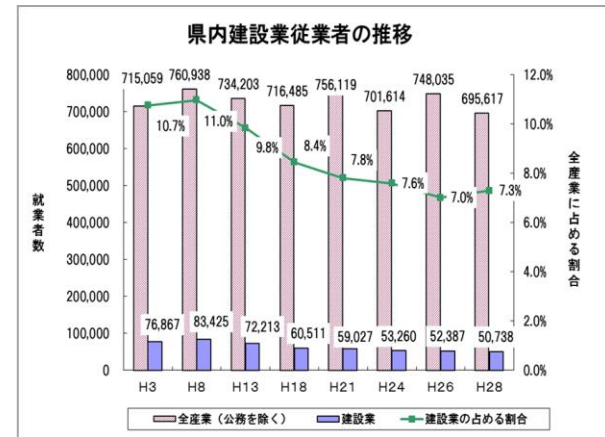
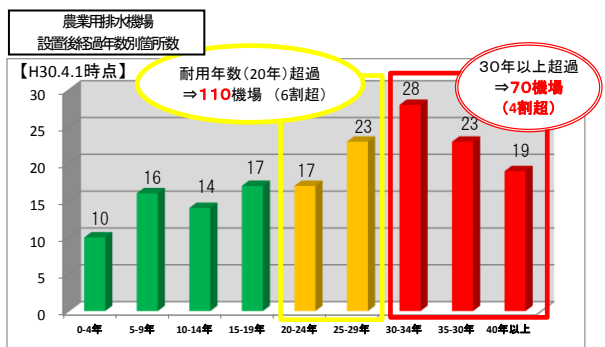
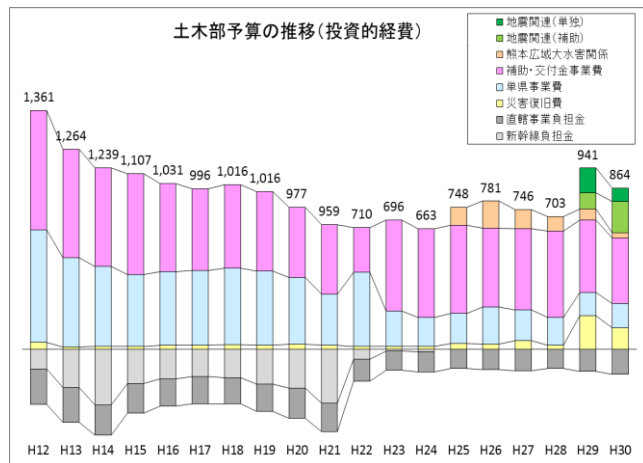
- 社会資本の整備は、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発といったさまざまなストック効果を発揮し、これは地方創生を下支えするものである。本県においては、この社会資本のストック効果を重視しつつ、さらに、「安全」と「成長」に重点化を図っていくため、公共事業予算の安定的かつ継続的な総額確保が必要である。

- 本県の基幹産業である農林水産業においても、生産基盤整備の推進により、生産性の向上や農山漁村の安全・安心の実現などのストック効果を発揮している。

一方、農業用の排水機場については、耐用年数(20年)を超える施設が6割超であるなど、施設の老朽化が進行しており、計画的な更新整備が必要である。

- 本県の公共事業に係る予算は、国の予算同様に、近年大幅に減少し、ピーク時の約半分にまで減少している。このような中、県内建設業従事者数は、ピーク時の約8万3千人から約3万人減少するとともに、全国に比べ高齢化が進展してきている。

社会資本の整備・更新のみならず、地域の安全・安心を担う建設産業を育成し、継続した雇用を確保することは、地域の人口減少に歯止めをかけることにもつながるため、公共事業の安定的かつ継続的な予算確保が必要であり、更には工事発注・施工の平準化につながる予算内示の前倒し等が必要である。



水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興について

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援措置に関する地方債の償還財源について、これまでの閣議了解等に基づき、県が償還を着実に行えるよう、引き続き所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加について、適切な対応を図っていただきたい。
- 3 認定業務促進のため、検診医の確保等検診体制の整備等について特段の配慮をいただくなど、県との連携をより密にして取り組んでいただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も所要の財源確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年6月の閣議了解に基づき、本年7月に策定される「第六次水俣・芦北地域振興計画平成31年度実施計画」に掲げる事業の実施について、予算を確実に確保するとともに、引き続き特別交付税による財源措置を講じていただきたい。
- 6 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、平成28年度から水俣市で実施されている「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）

H30.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	へドロ県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	81.6	2.9	21.2	98.5	117.8	322.0

- 2 水俣病特措法救済措置対象者は37,613人、裁判上の和解による解決者は2,992人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市・町名	平成28年度
水俣市	544,949(2)
芦北町	555,192(1)
津奈木町	519,828(3)
天草市	429,783(10)
上天草市	425,904(12)
県内市町村平均	390,532

- 3 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度から平成31年度までに1,200件の審査完了を目指している。引き続き、検診医の確保といった更なる検診体制の整備等、認定業務を促進するための取組みを、国と県がより連携して進めていく必要がある。（H30年3月末時点の未処分者数890人）

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、引き続き水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について予算措置が必要である。

5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たり市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第六次水俣・芦北地域振興計画平成31年度実施計画」に掲げる事業の実施について国の財源措置が必要である。

(〔水俣・芦北地域〕H29年10月1日時点高齢化率：県内最高の39.8% H27年度一人当たり市町村民所得：1,926千円)

6 平成28年3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されているが、更なる地域の発展と研修効果の充実のため、研修の拡充を実施していただきたい。

川辺川ダム問題の解決について

【国土交通省】

提案・要望事項

1 球磨川の治水対策

「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策について、必要な予算措置を講じ、迅速に進めていただくとともに、県が行う治水対策の検討に対して、技術面等の支援をお願いしたい。

また、国、県、流域市町村で構成する「球磨川治水対策協議会」での更なる治水安全度の向上に向けた治水対策の検討を引き続きお願いしたい。

2 五木村の生活再建

村の生活再建を着実に進めるため、平成23年6月の国、県、村の三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、交付金の配分等で特段の配慮をお願いしたい。

また、ダム建設廃止等に伴う生活再建のための法律の制定に向けた取組みをお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 球磨川流域では、洪水による浸水被害等が頻繁に発生しており、流域住民の洪水に対する不安を解消するため、治水対策は急務である。

治水対策を迅速かつ効果的に進めていくためには、国において、必要な予算措置を講じていただくことが不可欠である。

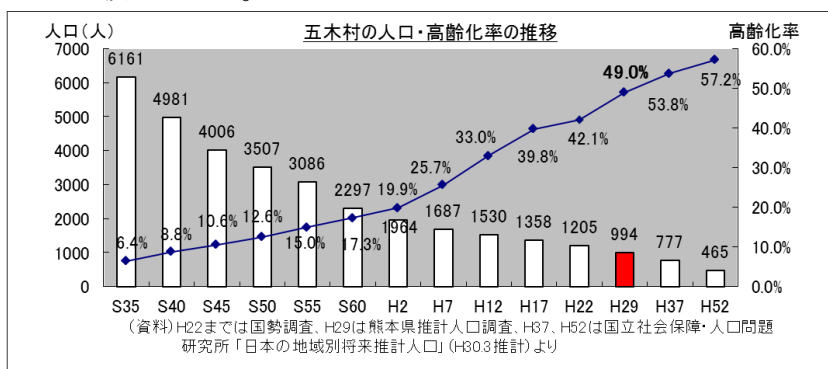
また、県管理区間の対策を迅速に進めていくためには、市房ダムの有効活用策や川辺川筋の治水対策の検討等に対して、技術面及び財政面における国の支援が必要不可欠である。

さらに、対策の実施と並行して、「球磨川治水対策協議会」において、中期的に達成すべき治水安全度の目標に向けた検討を、引き続き国、県、流域市町村が連携して進めていくようお願いしたい。

- 2 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率(H29:49.0%)が県内で最も高いことから、生活再建の取組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。

このような状況の中、平成23年6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

また、村の生活再建をより確実に行うため、事業実施に当たってその裏付けとなる法律の制定をお願いしたい。



※水没予定 489 世帯のうち、
6割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から
人口が約5分の1にまで減少

※村内全集落のうち約2/3の集落で
65才以上人口が5割超
(35集落中24集落)
(H30.2.28 五木村指定区別人口調)

地方創生の推進について

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。
また、平成30年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興のためにも、本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金による強力な財政支援をお願いしたい。
 - ① 地方創生推進交付金について、平成31年度当初予算においても着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図ること。
また、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組みを進めること。とりわけ、事業の円滑実施を図るため、引き続き、年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定するとともに、随時変更申請手続が可能となるよう運用を改めること。
 - ② 地方版総合戦略に掲げる事業を速やかに実施するために必要な地方創生関連補助金の予算総額の安定的な確保を図ること。
- 3 地方自治体から地方分権改革に関する提案を募集している「提案募集方式」については、地域の実情を理解し提案をできる限り実現していただきたい。
なお、地方へ事務・権限を移譲する際は、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、平成27年10月に「熊本県 人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県における人口の現状と将来展望や、この将来展望に向けて5か年で取り組む施策の基本的方向、具体的施策を策定した。
また、県内市町村も、平成28年3月末までに全ての団体が地方版総合戦略の策定を完了した。
熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進するためには、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金の長期的な財源の確保が重要である。
そのため、地方創生推進交付金等については、少なくとも当面5年間を見据え、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用することができるよう更に自由度の高い制度とするとともに、引き続き十分な予算規模とすべきである。
併せて、事務手続の簡素化、合理化等の取組を進めるとともに、引き続き、年度当初から事業着手が可能となるよう交付決定を行うことが必要である。また、変更申請については、新規申請の追加募集時にしか認められておらず、変更決定までも時間を要するため、事業の円滑な執行のため、随時申請が可能となるよう運用を改める必要がある。
- 3 真の地方創生を実現するには、国の関与を可能な限り縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要である。
今年の提案についても、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなど、その実現可能性をより一層高める必要がある。
特に、提案募集方式は、内閣府との事前相談を通してより具体的な提案が提出されている。提案の実現に際しては、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこととすべきである。

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する 新たな交付金制度の創設等について

提案・要望事項

【内閣府、財務省、国土交通省】

土砂災害特別警戒区域から安全な地域へ住宅移転を促進するため、平成27年度に県が単独費により創設した「土砂災害危険住宅移転促進事業」による移転は年々増加している。

今後、さらに住宅移転を促進するため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 熊本県内には平成30年3月末現在で土砂災害警戒区域が21,268区域（全国約66万6千区域）あり、区域指定をほぼ完了している。このなかで土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された19,805区域内の人家は、約23,000戸と非常に多い状況にある。
- 土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進するため、熊本県では、平成27年度に県単独費による「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設したところ、平成27年度に7件、28年度に10件、29年度に28件の移転が決定した。
- 平成28年4月に熊本地震を受けたこと、平成30年4月の大分県中津市耶馬溪町で発生した土砂災害で、土砂災害特別警戒区域からの住宅移転に対する住民ニーズは高まっている。
移転経費の実費に対する補助を行うことや、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」の要件緩和・補助対象経費の拡充を図る等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。



治安基盤の整備充実について

【総務省、警察庁】

提案・要望事項

- 1 安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、警察官の増員による人的基盤の充実を図っていただきたい。
- 2 社会情勢や警察事象の変化に対応するため、必要な物的基盤の整備充実を図っていただきたい。

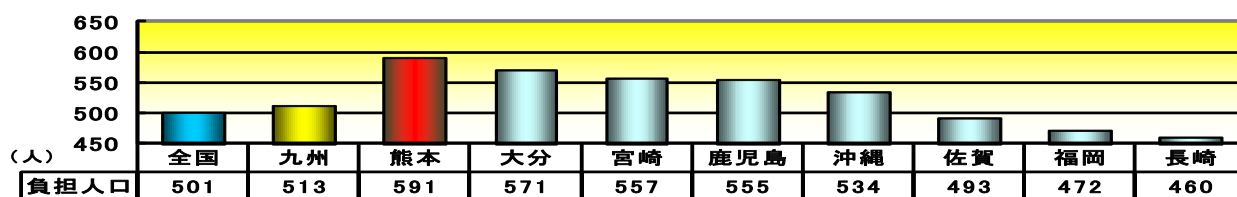
【現状・課題等】

1 本県の治安情勢は、児童虐待、DV・ストーカー等の人身安全関連事案や、振り込め詐欺等が未だ高い水準で推移しており、さらに高齢者を含めた交通事故死者数が増加傾向にあるなど、依然として厳しい情勢にある。また、本県では、来年のラグビーワールドカップ等国际スポーツ大会の開催を1年後に控え、外国人観光客の誘致など地元経済等の発展に向けた取組が加速しており、今後、海外からの交流人口や物流の増大に伴う犯罪の広域化・グローバル化が一層加速することが懸念される場所である。

このような中、本県においては、平成29年度、15人の警察官の増員が認められたものの、いまだに、警察官一人当たりの負担人口（591人）は、九州内で最も高く、全国平均の501人はもとより九州各県平均の513人を大幅に上回るなど、現状の改善には至っていない。

また、平成28年熊本地震から2年余りが経過する中、未だ約4万人の県民が仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、多くの被災者が不安を抱きながら生活しており、安全で安心して暮らせる熊本の実現のためには、仮設住宅等における見せる活動の強化による犯罪抑止、震災復旧事業に絡む犯罪等の取締りなど、「被災地の安全と安心の確保」に向けた取組を行いながら、人身安全関連事案、振り込め詐欺等への迅速・的確な対応、テロ等事態対処能力の強化等、各種治安対策を一層強化する必要があり、警察官の増員による人的基盤の充実が急務である。

九州各県の警察官1人当たりの負担人口



注：外国人住民を含む県内人口に基づく警察官の政令定数（地方警務官を除く）の人口負担率として換算

2 社会情勢、治安情勢等の変化に対応しつつ、良好な治安を確保するためには、災害発生時等における警察活動の拠点となる警察施設の耐災性、機能性を踏まえた整備促進、無線機等を含めた警察活動を支える警察装備等の増強、交通事故から県民を守り、円滑な交通社会を実現するための社会資本重点整備計画に基づく交通安全施設等整備事業等の効果的な推進など、物的基盤の整備充実が急務である。

- 警察装備等の整備充実

警察施設の整備、警察車両の増強、大規模災害発生時における対策資機材等の増強・整備

- 特定交通安全施設等整備事業の推進

社会資本整備重点計画に基づく事業の実施、交通情報提供インフラの整備、災害に強い交通安全施設等の整備

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策について

【厚生労働省】

提案・要望事項

生活困窮者自立支援法で自治体の任意事業とされた生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行う事業について、国が4分の3を負担する必須事業としていただきたい。

【現状・課題等】

- 貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯等の子どもが希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要である。
- 平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮世帯等の子どもに対する塾などの学習支援を行う事業は国庫負担2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担する必要がある。
- 生活困窮からの脱却に果たす教育の重要性に鑑み、この事業の拡充を図るため、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と同様に、国庫負担4分の3の必須事業として位置づける必要がある。

【参考：本県の取組み（H29年度）】

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習援助事業」 補助率 1/2

- ・事業費 31,457 千円
- ・生活保護受給家庭及び生活困窮家庭の児童生徒 約309名を対象に実施。
- ・支援児童数のうち中3と高3の数及び進学・就労率 59名、100%

[参考]：県内生活保護家庭の子どもの数 約570名（小中高生）

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進について

【経済産業省、環境省】

提案・要望事項

水銀フリーの取組みが全国的に広がり、「水銀フリー社会」が、より早期に実現するよう、次の施策を推進していただきたい。

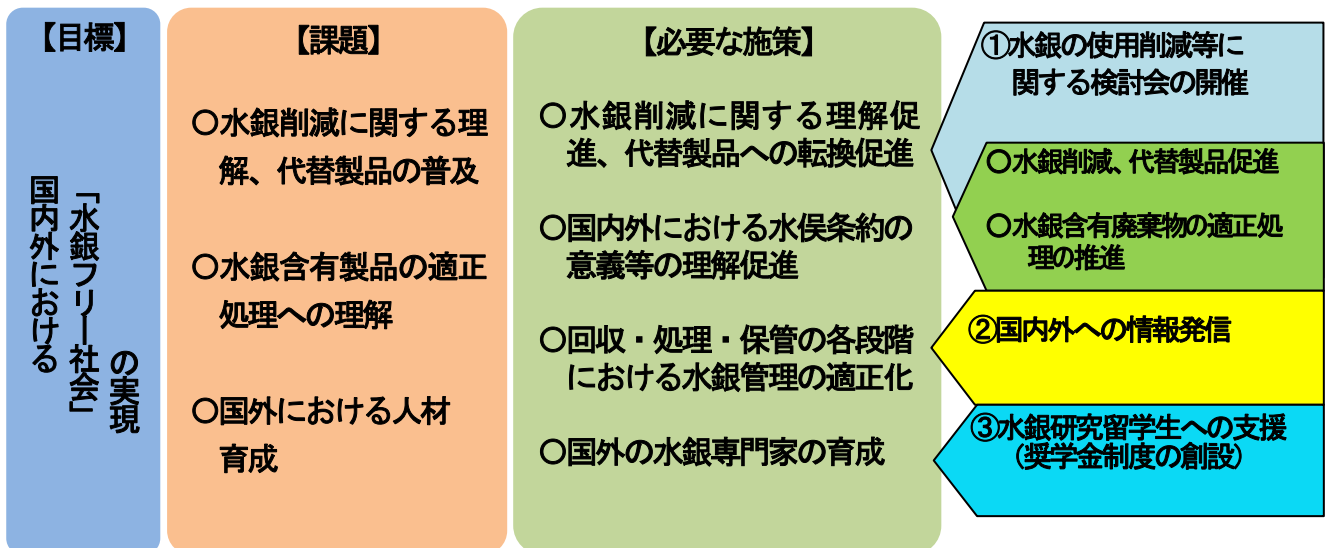
- 1 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するよう技術的・財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 水俣病を経験した熊本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行い、「水銀フリー社会」の実現に向けて検討会の開催、情報発信、専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。
- 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀削減の必要性の理解促進など「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。
- さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への技術的・財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設等について

【厚生労働省】

提案・要望事項

鳥インフルエンザ等の家畜伝染病のほか、食中毒や感染症に対する業務等、公務員獣医師が担う分野の重要性は増しているが、公務員獣医師を目指す学生は少なく、かつ都市部志向であり、公務員獣医師の採用は全国の自治体間の競争となっている。

そこで、本県では獣医師確保のために、獣医学部在学中の学生に対する修学資金貸与事業を行っているが、熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業に対しては農林水産省から1/2補助があるのに対して、公衆衛生獣医師確保のための熊本県獣医師確保修学資金貸与事業に対しては、国の補助制度がない。

ついては、厚生労働省において、自治体が実施している公衆衛生獣医師確保のための修学資金に関し、農林水産省と同様の補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県の公務員獣医師の採用状況

最近受験者数が増加しているものの、採用に至らない状況にあり、採用予定者数を下回ることもある。

受験年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
採用予定者数 a	7	8	9	8	14	13	7	8	11	13
受験者数	11	15	17	24	32	27	31	20	26	14
採用内定者数	8	10	12	18	25	22	22	16	14	12
採用者数 b	4	3	4	6	10	13	5	7	9	8
a-b	-3	-5	-5	-2	-4	0	-2	-1	-2	-5

2 修学資金貸与制度

①修学資金の型：1型 熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業

対象は、産業動物獣医師（熊本県農林水産部獣医師職員含む）志望の学生
2型 熊本県獣医師確保修学資金貸与事業（平成28年度～）

対象は、熊本県獣医師職員（健康福祉部、農林水産部問わず）志望の学生

②貸与額：1型、2型とも国立大学（月額10万円）、私立大学（月額18万円）

③貸与対象者：獣医学を専攻する学生1～6年生

※1型は、国（農林水産省）から1/2補助あり。2型には補助制度なし。

様々な人権問題の解決に向けた施策の推進について

【法務省】

提案・要望事項

国民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題を早期に解決するため、以下のとおり、なお一層の人権施策の推進を図っていただきたい。

- 1 人権侵害による被害者の救済が図られるよう、実効性のある人権救済制度を早期に確立していただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるために必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、その一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施している状況である。しかしながら、インターネットを利用した差別的な情報の流布や、同和地区の地名を一覧にした書籍の発行など、人権に係る不当な差別その他の人権侵害事案に対応するためには、実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県及び県内市町村においては、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び各市町村基本計画を策定し、同計画に基づいて人権教育・啓発に係る施策を展開している。今後とも、県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある、そのための予算を確保する必要がある。

動物保護施設の整備に係る補助事業の拡充

【環境省】

提案・要望事項

本県においては、保健所で保護、引取りした犬猫については、譲渡や返還がされない場合、県動物愛護センター（以下、「センター」という。）に搬送しているが、「殺処分ゼロを目指す」施策に取り組んでいることから、収容犬猫数が累増している。

特に、熊本地震後はセンターや保健所で被災ペットの収容頭数が激増したという課題があった。

本県ではそれらを踏まえ、今年度からセンターのあり方検討を行うこととしているが、センターの改修等を行う場合、「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」による補助制度があるが、予算額を補助希望自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は十分な補助が受けられない恐れがある。

については、上記補助事業の更なる拡充等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」の概要

犬猫保管施設の新築・改築・改修等の事業に対して、補助金を交付。交付先は自治体で、補助率は1/2。希望する自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は補助額が少なくなることがある。

2 熊本県動物愛護センターの概要

昭和54年に建設（築39年）。平成29年4月に、「動物管理センター」から「動物愛護センター」へ名称を変更し、運営方針も「管理」から「愛護」に転換した。また、「殺処分ゼロを目指す」取組みの強化等により処分数が激減するが、センターでの保護動物数が累増（平成30年4月5日現在：犬123頭、猫16頭）している。

【参考】

以前は、週1回収容中の犬猫について炭酸ガスによる殺処分を行っていたため、保護動物の累増はなかったが、平成28年熊本地震以降は、麻酔薬等による安楽致死処分を行っている。

（処分数）平成27年度：犬615頭、猫1,756頭

平成29年度：犬63頭、猫0頭

【被災ペットの預り頭数】（センター及び県保健所）

発災後から平成28年10月迄の累計

犬861頭、猫1,163頭 計2,024頭

3 センターのあり方検討

老朽化と併せて、センターが「管理」から「愛護」へと役割を拡大したことから、譲渡拡大のための適正な飼養環境や、保健所と連携した動物愛護行政の現場司令機能、災害時の被災ペットの救護拠点機能など、将来的な機能強化に関して、平成30年度にあり方検討を行う。

女性の社会参画の加速化について

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず、力を発揮できる社会づくりが必要である。

また、女性の社会参画の加速化は、人口減少などに伴う労働力不足を補うだけでなく、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力にもつながるものである。

女性の活躍促進には、安心して子供を育てられる環境づくりなど、その地域の実情に応じた様々な取組みが必要であるため、国の積極的な取組みに加え、新たな基金の創設等、地域が必要とする取組みを幅広く、継続的に支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、県内における事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合の目標を30%と掲げ、各種取組みを推進している。
- しかしながら、女性の社会参画を加速化していくためには、①男女の固定的役割分担意識の解消、②出産・育児が不利にならない女性の労働環境の整備、③女性の役員・管理職への登用促進などの課題に対する一層の取組みが必要である。
- こうした状況から、平成26年8月、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を発足し、平成27年2月には、都道府県としては初めてとなる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策・事業を進めている。また、平成27年9月に施行された女性活躍推進法に基づく「熊本県女性の活躍推進計画」を平成28年3月に策定し、さらなる女性の活躍に向け取り組んでいるので、継続的な国の財政支援をお願いしたい。
- 女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、企業や働く男性及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要であり、これは、地方だけではなく全国的な取組みが必要であることから、国において、現在の社会構造に見合った税・年金制度の構築や継続的に支援する制度の創設など、積極的に取り組んでいただきたい。

【取組みイメージ】

企業を変える取組み

- ・従業員のワークライフバランス（長時間労働の是正）を重視
- ・女性の採用、管理職登用促進

女性・男性の意識を変える取組み

- ・女性：キャリア意識の向上
- ・男性：働き方、家庭への関わり

社会環境を変える取組み

- ・子供を安心して育てる環境
- ・多様な担い手による子育て支援

社会を変える

夢を叶える教育の推進に向けた環境整備について

【総務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、小学校専科指導の充実や中学校生徒指導体制の強化など教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上を含めた教職員定数は改善されたものの、教職員定数の中期見通しの策定には至っていないことから、その策定と確実な推進により、長期的な定数改善をお願いしたい。
また、少人数指導に係る加配である「指導方法工夫改善加配」については、特別支援教育の充実や複式学級を有する学校への支援のための加配とともに、きめ細かな指導の充実のため、更なる拡充をお願いしたい。
- 2 被災した児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に向け、関係機関等と連携し児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校等のニーズが高いことから、本県の実情に応じた財源の確保を引き続きお願いしたい。
- 3 現在、発達障がい等の特別な支援が必要な児童生徒が、通常の学級でも学んでいる。児童生徒の学びを支援するために、小中学校及び高等学校等に配置している「特別支援教育支援員」の配置に係る財源の確保及び拡充をお願いしたい。
- 4 平成30年度から実施される高等学校における通級による指導の充実のため、各都道府県からの申請に応じた専任教員の加配をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 平成29年度から、通級による指導の充実、指導方法工夫改善加配等の加配について、今後10年間で加配定数から段階的に基礎定数化し、平成30年度は、小学校専科指導の充実や中学校生徒指導体制の強化等、教職員定数1,595人の改善を行うこととされた。

一方で、小学校英語教育の専科指導教員には、高い英語力が要件として求められるため、人材確保が容易でなく、また、小規模校を多く有する本県においては、配置要件とされている授業時数を満たすことも困難であることから、十分に措置されないことが考えられる。通級による指導等についても、児童生徒数が基準を満たさない小規模校においては、基礎定数化により定数がかず、県全体として配置数が減少することも考えられる。

また、本県では、複式学級を含む小規模校を多数有していることに加え、近年の特別支援学級数の増加や、「指導方法工夫改善加配」を活用し少人数指導等を行っていることなどから、教職員数の増員を望む声が上がっている。さらに充実した指導ができるよう、「指導方法工夫改善加配」の拡充と、複式学級及び特別支援学級の学級編制の標準の引下げが必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（単位：クラス）※熊本市を除く。※H30は見込み数

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	491	514	532	565	594	616	661
中学校	201	215	229	240	250	253	262
合計	692	729	761	805	844	869	923

2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、「いじめ防止対策推進法」等の施行後は、いじめの防止等や家庭環境の改善に関わる心理・福祉の専門家のニーズは高い。さらに、熊本地震で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も喫緊の課題であることから、「スクールカウンセラー活用事業」とともに「スクールソーシャルワーカー活用事業」についても規模を拡大する必要がある。

そのため、本県事業の円滑な実施へ向け十分な予算を引き続き確保していただきたい。

3 小中学校の通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないが学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%であり、40人学級の場合、1学級に2人から3人程度在籍する可能性がある。(平成24年文部科学省:「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」)

このような小中学校や高等学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒に支援を行うため、市町村や県では、「特別支援教育支援員」を配置している。

本県でも、下の表のように発達障がいのある児童生徒が急増しており、きめ細かな支援を行うためには、特別支援教育支援員の増員が必要である。特別支援教育の充実のために、十分な予算の確保及び拡充をお願いしたい。

【参考】平成21年度と平成29年度の比較

(単位:人)

	平成21年度		平成29年度
小学校(人)	1,584	8年間で 2.9倍	4,085
中学校(人)	497		1,647
高等学校(人)	80		469
合計	2,161		6,201

※学校が把握している発達障がいの診断を受けている児童生徒数

4 小中学校等では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、「連続性のある多様な学びの場」で障がいのある児童生徒への指導・支援が行われている。

高等学校でも、通常の学級で職員が生徒に対して配慮した指導を行ったり、特別支援教育支援員(7校に配置)による個別の支援等を行ったりしているが、一人一人の教育的ニーズに応じた十分な支援ができていない状況ではない。

中学校の特別支援学級等で特別支援教育を受けた生徒が、高等学校に進学することも多く、高等学校における特別支援教育の充実に対する県民の期待や関心は高い。

学校教育法施行規則の一部が改正され、平成30年度から高等学校においても特別の教育課程を編成することができるようになり、「高等学校における通級による指導」が実施できることとなった。

本県では、平成30年度から高等学校3校で「高等学校における通級による指導」を実施する。

平成30年度においては、3人の専任教員の配置をいただいたが、今後、高等学校における特別支援教育の更なる充実のため、実施校の拡充を検討しており、引き続き、申請数に応じた、専任教員の配置をお願いしたい。

公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援について

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 公立学校施設の整備に係る各種事業について、各設置者が、計画どおりに事業を進めることができるよう、十分な予算措置をお願いしたい。
- 2 公立学校施設の新增改築に係る負担割合の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県の各市町村においては、安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するため、改築事業、大規模改造事業、空調設置事業等の各種事業が計画されていることから、これらの事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費について、十分な予算措置をお願いしたい。
- 2 本県の熊本市及び合志市等は、熊本地震による被害も大きく、厳しい財政運営を中長期的に強いられる一方で、児童生徒数の増加に伴う学校施設の新增改築が急務となっている。
これらの状況を踏まえ、学校施設の新增改築に係る国の負担割合の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。

【参考】

公立学校施設整備に関する本県分の交付金・負担金の推移表（市町村立学校のみ）

※補正予算を含む

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公立学校施設整備費 (全国ベース)	243,674 百万円	211,586 百万円	135,200 百万円
熊本県分交付金	2,869 百万円	3,685 百万円	615 百万円
熊本県分負担金	846 百万円	1,331 百万円	667 百万円

特別支援学校の教育環境整備について

【文部科学省】

提案・要望事項

特別支援学校の教室不足の解消に向けて、新たな特別支援学校「熊本はばたき高等支援学校（案）」、「県南高等支援学校（仮称）」及び「鹿本支援学校（仮称）」の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県においては、全国で7番目に多い171教室が不足している状況にある。これまで教室不足や過密状況を解消することを喫緊の課題として、平成23年5月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、新たな学習の場を整備しているが、今後、特別支援学校在籍者数の増加に伴い、ますます教室不足が深刻になると見込んでいる。
- こうしたことから、教室不足への対応を図るために、県では「熊本かがやきの森支援学校」の新設のほか、廃校や余裕教室等を活用した分教室を5か所設置してきたが、今後、増加する児童生徒の受入れのため、「熊本はばたき高等支援学校（案）」（平成31年度開校予定）、「県南高等支援学校（仮称）」（平成33年度開校予定）及び「鹿本支援学校（仮称）」（平成33年度開校予定）の整備等を行うこととしている。
- さらに、今後の特別支援学校の整備について、平成30年度に外部有識者を交えた検討会を開催し、対応方針を検討していくこととしている。
- このため、今後の本県の事業実施において、多額の費用が見込まれるので、学校施設環境改善交付金の十分な予算を引き続き確保いただきたい。

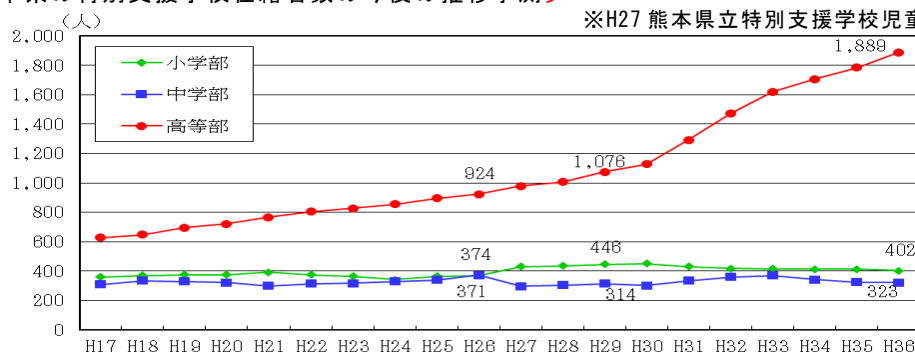
【H28 公立特別支援学校の教室不足数調査結果】

平成28年10月1日現在

都道府県名	教室不足数											
	H24	順位	H25	順位	H26	順位	H27	順位	H28	順位	H27→H28の増減	
神奈川県	312	3	293	2	337	1	304	1	256	1	▲48	
東京都	302	4	262	3	255	4	259	2	245	2	▲14	
埼玉県	332	2	192	6	208	6	217	4	232	3	▲15	
愛知県	203	6	253	4	277	3	242	3	224	4	▲18	
静岡県	271	5	249	5	254	5	184	6	214	5	▲30	
千葉県	334	1	298	1	298	2	204	5	192	6	▲12	
熊本県	177	7	183	7	183	7	171	7	171	7	0	
茨城県	149	9	163	8	178	8	154	8	142	8	▲12	
兵庫県	129	13	160	9	124	10	105	11	133	9	▲28	
福岡県	139	11	156	10	92	15	103	13	130	10	▲27	

【熊本県の特別支援学校在籍者数の今後の推移予測】

※H27 熊本県立特別支援学校児童生徒数推移調査



安心して私立学校に通える教育環境の実現

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保のための財政支援の強化をお願いしたい。また、保護者の経済的負担軽減のための制度の充実を図っていただきたい。
- 2 熊本地震の影響もあり、全国に比べて進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する補助制度を再延長するとともに、耐震改築及び補強事業に対する補助について、当初予算において必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、高校生の約36%、幼稚園児の約82%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。各学校では多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により経営が厳しい状況にあるが、今般の熊本地震により経営の更なる悪化が懸念されるため財政支援の強化をお願いしたい。

また、保護者の経済的負担軽減のため、国の高等学校等就学支援金制度及び奨学のための給付金に加え、県の授業料等減免補助により保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいる。しかし、依然として保護者の経済的負担は公私間で格差が大きいため、制度の充実を図っていただきたい。

なお、平成29年度から始まった年収400万円未満世帯の生徒に年額10万円を支給する私立中学校等修学支援事業費補助金については、3年生が卒業した後の3月中旬以降に予算不足から支給要件が見直され、事務に混乱を生じた。平成30年度の事業実施にあたっては必要な予算の確保をお願いしたい。

- 2 国は、平成28年度までの時限措置だった耐震改築事業への補助制度を平成30年度まで延長し、耐震補強等も含めた耐震化等防災機能強化の財源として、平成29年度補正予算と平成30年度当初予算の合計で150億円を確保しているが、そのうち101億円が補正予算によるものであり、計画的な補助制度の活用が難しい。

また、多くの私立学校が今般の熊本地震により被害を受けており、災害復旧工事に優先して取り組んでいるため、耐震化計画の先送りを余儀なくされている学校も多い。さらに施工業者や建設資材の不足もあり、入札が不調に終わるケースも見受けられることから、耐震改築補助事業の期限までに耐震化を完了することが難しい状況にある。

熊本地震では、指定避難所に指定されていない多くの学校施設が避難所として利用されたが、耐震化が済んでいない校舎の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識された。

本県としても、平成24年度から県単独の補助事業により耐震化を促進し、また、熊本地震を受け、平成28年度からは非構造部材についても補助対象に加えているが、耐震改築及び補強等には多額の費用が必要であり、国の財政支援が不可欠である。

熊本県の私立学校の耐震化率 (H29. 4. 1 確定値)

区分	全国	熊本県
幼稚園 ^{※1}	88.4%	88.8%
中学校	95.9%	100.0%
高等学校	87.0%	82.2%
合計	88.4% ^{※2}	86.1%

※1…幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。

※2…全国の合計には、小学校、中等教育学校、特別支援学校を含む。

長寿で安心して暮らせる施策の充実について

【厚生労働省、国土交通省、警察庁】

提案・要望事項

本県では、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長寿を楽しむ社会づくりを進めており、これらの取組みを更に進め、深めるため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用に関する制度の見直し
 - ② 医師の地域偏在の改善に関する施策の充実
 - ③ 介護従事者等の処遇改善に関する施策の更なる充実
 - ④ 中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援や医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設
 - ⑤ 地域密着型サービス事業所の整備に関する施策の充実
 - ⑥ 地域包括ケアシステムに関する地域の実情に応じた市町村支援策の強化のための財源確保
 - ⑦ くまもとメディカルネットワークと全国保健医療情報ネットワークの連携推進
- 2 認知症施策の更なる充実
 - ① 若年性認知症者の受入れ事業所の拡大に向けた支援制度の創設
 - ② 認知症情報連携ツールの普及促進のための財源確保
 - ③ 改正道路交通法に伴う認知症高齢者等への施策の充実及びそのための財源確保
 - ④ 認知症疾患医療センターの機能充実
- 3 がん対策の推進
 - ① がん検診の受診率向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するための施策の充実及び十分な財源の確保
 - ② 望まない受動喫煙の防止を図るための制度設計において、標準的な運用基準の明確化及び十分な財源の確保

【現状・課題等】

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金について、平成30年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者等の確保、施設整備等に支障がないよう所要額及び事業執行に必要なスケジュールを確保するとともに、国庫事業からの財源振替は慎重に行うことが必要である。

特に、介護施設等整備分については、次期介護保険事業支援計画に基づく施設整備数の増加や、地域医療構想を踏まえた介護療養型医療施設等の転換促進等が見込まれるため、少なくともこれらの基盤整備等に対応可能な基金所要額の確保が必要である。

また、医療分については、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、在宅医療の充実や医療従事者の確保のための事業が必要不可欠であること、また、国が設定した標準事業例及び標準単価に該当しない事業や、医師修学資金貸与事業の対象者を地元出身者に限るなど限定的な取扱いを規定した事業であっても地域の実情を踏まえた取組が必要であることから、都道府県の実情に応じて、より積極的かつ柔軟に活用できる仕組みとすること。
 - ② 国が今国会（第196回国会）に提出された医療法及び医師法の一部を改正する法律案では、医師偏在対策として、医師確保計画の策定、地域医療対策協議会の機能強化、地域医療支援事務の見直し、臨床研修病院指定及び研修医定員決定の権限の都道府県への移譲など、多岐にわたる内容が盛り込まれている。

法案が成立した際は、都道府県において主体的かつ実効的な医師偏在対策を行う体制が構築

できるよう、必要な人員の確保や予算上の措置について、国において十分な配慮をいただきたい。また、都道府県の権限や役割等について、より具体的な内容を早期に示していただくとともに、都道府県の実情を踏まえて柔軟に対応できるよう配慮いただきたい。

- ③ 県内高齢者の半数以上が要介護認定率の高い75歳以上となっており、介護人材の安定的な確保が求められているが、介護従事者等の離職率が高く、人材確保のための処遇改善が必要である。平成27年度介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の充実（月15,000円相当→月27,000円相当）が図られ、平成29年度の臨時の報酬改定においても介護職員処遇改善加算の充実（月額10,000円相当増の37,000円）が図られたが、引き続き、質の高い人材の安定的な確保及び定着のため、介護職員や看護職員など介護従事者等の勤務環境等の向上に向けた処遇改善策並びに改善策を推進するための対策を講じる必要がある。また、軽費老人ホーム・ケアハウスの職員に対する処遇についても、給与面での改善を図るため、介護職員処遇改善加算と同等（1人当たり月37,000円相当）の措置を実施するための財源確保が必要である。
- さらに、幅広い人材が介護の現場で働くことができるよう、元気な高齢者等を地域の介護施設等で受け入れる仕組みづくりや、外国人の就労環境整備（EPAの推進、介護福祉士を目指す留学生及び技能実習生の受入れ体制の整備等）
- ④ 本県では、独自に中山間地域の訪問看護ステーションの強化支援や中山間地域における地域包括ケアシステム構築の支援を行っているが、中山間地域では採算性が悪く在宅医療を提供する医療機関や在宅サービスを提供する事業所の維持が困難である。そのため、中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援及び医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設が必要である。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護が必要になっても住み慣れた地域でできるだけ在宅生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの普及が重要であるが、収支差や従事者確保等の問題により、計画どおりの整備ができていないと言われている状況にある。
- これらの地域密着型サービスの整備促進のため、地域医療介護総合確保基金による整備補助単価（小規模多機能型32,000千円/事業所）及び介護報酬の引上げが必要である。
- ⑥ 本県の要介護（要支援）認定率（20.3%）は全国平均（18.0%）を上回っており、今後も上昇傾向にあることから、自立支援型の地域包括ケアシステムの基盤強化に向けて、県独自で市町村に対し研修やアドバイザー派遣等様々な支援を行っている。しかしながら、介護予防に関する都道府県支援や民間サービスの充実を通じた自立支援策などについては、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、地域の実情に応じた施策を展開するための財源が十分ではない。今年度から、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金が創設されたところではあるが、都道府県が市区町村や民間等に対し、地域の実情に応じた必要な総合的な支援を行えるよう、十分な財源の確保をお願いしたい。
- ⑦ 本県では、事業主体の熊本県医師会が、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成26年度から平成33年度までの8年間で医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク（くまもとメディカルネットワーク）の構築を推進することとしている。
- 具体的には、医療・介護関係2,500施設のネットワーク加入を平成32年度までに進め、患者等情報を集約しているセンターサーバを平成33年度に更新することとしており、また、ネットワークに参加する県民については平成33年度末までに、5万人を目指すこととしている。他方、国においては、個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤である「全国保健医療情報ネットワーク」について、平成32年度からの本格稼働を目指して検討を進めており、平成30年夏目途に行程表を示すこととしている。
- 「全国保健医療情報ネットワーク」の本格稼働時期（平成32年度）と、「くまもとメディカルネットワーク」のセンターサーバ更新時期（平成33年度）が近接しているため、全国保健医

療情報ネットワークの費用負担者や負担額等、具体的な内容を早期に示していただくとともに、既設のネットワークシステムとの連携のあり方について検討していただく必要がある。

2 認知症施策の更なる拡充

- ① 県内には1,000人程度の若年性認知症者がいると推計しているが、介護事業所においては「職員配置が難しい」等の課題から受入れが進んでいない(受入れは100人程度のみ)。

受入れ事業所の拡大のため、若年性認知症者の利用者が一定人数以上かつ一定割合以上(例えば3人以上かつ20%以上など)となる事業所に対して、専従の介護職員の配置経費(1人当たり平均給与月額277千円)について助成するとともに、若年性認知症者の嗜好分析、プログラム調整、対応職員に対する個別の介護指導等に係る経費への支援が必要である。

- ② 認知症の症状に応じて適時・適切な医療や介護のサービスを提供していくためには、認知症の方本人やその家族、サービスを提供する医療や介護の様々な関係者の間で既往症や投薬等の情報を共有する必要がある。本県では平成24年度から情報連携ツール「火の国あんしん受診手帳」を開発し、情報の共有に取り組んできたが、この取組を普及させていくため、医療機関や介護事業所等が必要な情報を情報連携ツールにより提供することについて、診療報酬や介護報酬の対象とするとともに所要の財源措置が必要である。

- ③ 道路交通法の改正により、認知症のおそれがある第一分類の判定を受けた高齢者は認知症かどうかの診断を受けることとなる。第一分類と判定された方は全国に約5万人おり、免許の取り消しも大幅に増えることが想定されるため、制度の周知を行うとともに、認知症の方の安全・安心な暮らしのために、他の交通手段の確保等の省庁横断的な対策が必要である。

そのような中、平成29年6月、国において高齢者の移動手段の確保の取組を含む「高齢運転者による交通事故防止に向けて」がとりまとめられ、取組が進められているところである。

国においては、これらの取組の充実化を図るとともに、免許の取消処分を受けた認知症高齢者の代替交通手段の確保や買い物支援など、所要の財源措置を講じる必要がある。

- ④ 本県では、認知症疾患医療センターへの業務委託において、事例検討会の開催や関係機関との連携の回数を定めるなど、国の基準を上回る水準の業務を求め、認知症疾患医療センターの地域連携機能の充実を図っているところ。これは「熊本モデル」と言われる認知症医療体制を構築するうえで不可欠な機能である。

認知症疾患医療センターの機能を充実させていくためには、このような地域の実情に応じた取組を補助金上評価する仕組みが必要である。

3 がん対策の推進

- ① 本県のがん検診の受診率は、国が実施する国民生活基礎調査では45%程度となっているが、がん検診は市町村だけでなく保険者や事業所で実施されており、市町村がその実態や正確な受診率を把握するのが難しいという課題がある。住民の受診状況を把握し精密検査の受診勧奨等を行い、がんの早期発見、早期治療につなげるためには、保険者や事業所が実施しているがん検診情報を市町村で一元管理できるようにするなど制度を見直す必要がある。

また、がん検診は健康増進法で市町村の努力義務と定められ、検診費用が一般財源化されているが、国が示した第3期がん対策推進基本計画のがん検診受診率50%、がん検診精密検査受診率90%の目標値を達成するためには、市町村が実施する検診受診の周知、未受診者対策、精度管理に必要な経費や、受診者増に対応した検診費用が確保できるよう十分な財政措置が必要である。

- ② 健康増進法の一部を改正する法律案で、都道府県は、違反者への指導・勧告、罰則の適用、違反通報時の立ち入り検査業務などを担うことになる。国は2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行するとしており、業務を行うにあたっては本県業務への影響も大きい。そのため、国において、標準的な運用基準の明確化を早期に行うとともに人件費を含めた十分な財政措置を行うことが必要である。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実について

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

提案・要望事項

本県では、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らせるよう、就労や活動のステージづくりを進めている。障がいのある人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 発達障がいを診断・診療する際の診療報酬体系の見直し
- ② 重度の障がい児の通学時及び学校（校外活動含む）等における訪問介護サービス利用が可能となるよう制度の見直し
- ③ 重度訪問介護サービスの人材確保のための報酬体系の見直し

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化のための施策の充実

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費補助金・地域生活支援促進事業費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金について、事業実施に支障が生じないよう所要額の確保

【現状・課題等】

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 本県では、発達障がい児の診断・診療を行う医師が不足し、受診するまでに数か月の待ち時間を要している。小児科医等が発達障がい児を診断・診療する場合、成育歴の把握等に必要な診療時間等が診療報酬に考慮されておらず、積極的に診断・診療しようとするインセンティブが弱い。そのため、小児科医等が心理士等の専門職と協働して行う、発達障がい児の診断・診療が促進されるような診療報酬体系に見直すことが必要である。

- ② 重度の障がい児においては、学校への通学時や宿泊を伴う校外活動等に、親の付き添いが求められるケースが多く、親の献身がなければ、医療的ケアが必要な大多数の生徒が教育活動への参加に困難を来すという課題が生じている。

本県では、特別支援学校に通学している医療的ケアが必要な児童の92%に当たる保護者が、週に1回以上は登下校や学校生活に付き添うという状況であり、親の社会参加や、兄弟の育児・介護時間の確保にも苦慮している。

学校内の教育活動については、基本的には教育で必要な体制を整えるべきであると考えながら、それまでの間においては、授業中、校外学習等や通学時においても居宅介護・重度訪問介護等の訪問介護サービスが利用できるようにすることが必要である。

- ③ 重度訪問介護報酬の時間単価（30～60分当たり1,840円）は居宅介護の時間単価（30～60分当たり3,920円）と比較して大変低い状況であり、ヘルパー不足の中、安定的な事業運営が困難な状況にある。重度訪問介護では、専門的な対応等が求められることから、それに応じた報酬体系の見直しが必要である。

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

農業施設で働く障がい者が安心して就労することができるよう段差解消や休憩施設、トイレ等の整備といった施設のバリアフリー化が必要である。バリアフリー化については既に様々な補助金はあるが、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金がハウス等の農業施設を補助対象としていないなど、補助対象や補助要件が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

平成 29 年度の地域生活支援事業費補助金（45,400 百万円）及び地域生活支援促進事業費補助金（3,400 百万円）の合計予算額は 48,800 百万円で、平成 30 年度は総額 49,300 百万円という 1% の増額にとどまっており、引き続き不足が見込まれることから、事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である（本県への平成 29 年度配分額は約 452 百万円で、充当率は平均で 77.26%）。

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化や利用者の高齢化・重度化に伴う改築等のほか、共同生活援助や日中活動系事業所の創設など地域生活移行の受け皿となる施設整備の要望が年々増加している。一方、平成 26 年度以降、耐震化整備についても社会福祉施設等施設整備費補助金により対応することとなっているが、所要額に対する配分が十分ではないため、耐震化整備以外の必要な施設整備ができていない状況にある。このため、障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、所要額の確保が必要である。

熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実について

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、子供の健やかな育ちと子育てを支えるために、多子世帯への子育て支援や幼児保育への支援などの取組みを行っている。少子化対策を進め、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりを実現するために、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 多子世帯に対する保育料軽減措置のさらなる拡充
- ② 全国統一的な子供の医療費助成制度の創設
- ③ 元気な高齢者が地域子育て支援拠点等で活躍できる制度の創設

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保 教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量的拡充、職員の処遇改善や療育支援などの質の改善を行うための財源確保

【現状・課題等】

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① これまで国は、多子世帯を対象とした保育料の軽減措置について、平成 28 年度から年収約 360 万円未満相当の世帯の多子の算定対象に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降を無料とするなど、段階的に拡充。

さらに、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、平成 31 年 4 月から一部、翌年 4 月から全面的に 3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとされた。また、0 歳から 2 歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化するとされた。

少子化対策は喫緊の課題であることから、子育てにかかる経済的負担を少なくするために、年収に関わらず多子の算定対象に係る年齢制限の完全撤廃と、現在検討されている対象施設（認可外保育施設等）の拡大が必要である。

- ② 子供に対する医療費助成については、現状では各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているが、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じ、自治体によって子供が受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において子供の医療費助成制度の創設が必要である。

- ③ 家庭や地域での子育て力の低下が進行する中、子育てに対する不安感や孤立感をもった子育て世帯が増加している一方で、地域には元気な高齢者が多数存在している。

そのため、保育所における入所児童処遇特別加算と同様の制度を地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等においても導入するなど、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、児童へのきめ細かな処遇の実現を図ることが必要である。

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、教育・保育施設や放課後児童クラブ等の「量の拡充」と、保育士等の処遇改善、保育士の職員配置基準の改善などの「質の改善」との両方を実現するためには 1 兆円超の財源が必要とされている。本県においては、熊本地震の影響により需要が高まっているところであり、量の拡充に不可欠な人材確保のためにも、財源について、国において責任を持って確保することが必要である。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で行うこととされている子育て支援の充実のための施策についても、国において責任を持って財源を確保し、実現していくことが必要である。

九州の主要都市をネットワーク化するための

九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進について

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

九州の各都市をネットワーク化することで、観光振興や雇用創出による活力ある地域の形成等のストック効果が見込まれるため、また、熊本地震における教訓を踏まえ広域防災拠点へのアクセス向上を図るため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

- 1 九州中央自動車道の小池高山～北中島間の早期整備及び北中島～矢部間の完成時期の公表及び早期整備
- 2 南九州西回り自動車道の早期整備
- 3 中九州横断道路の滝室坂道路等の早期整備と、熊本～大津間の早期事業化
- 4 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の全線の地域高規格道路としての位置付けの明確化及び国直轄による事業化、特に大牟田市～長洲町間の早期事業化
- 5 熊本天草幹線道路「本渡道路」の早期整備に向けての所要額の確保、「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備

併せて、地方創生を支える道路予算の安定的な総額確保について、特段の御配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

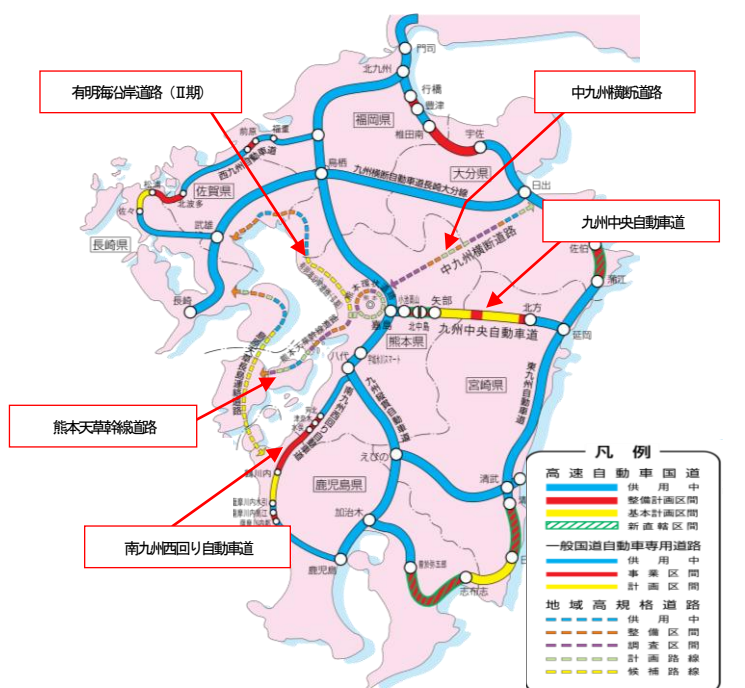
○ 九州の各地域、拠点を道路ネットワークでつなぐことで、距離の制約を克服し、地域・拠点の広域的な連携が可能となる。

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えの下、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、対流（ヒト・モノ・情報）を促進するとともに、熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるような整備等を進める必要がある。

また、熊本天草幹線道路は、陸上交通を国道橋1本に依存する天草地域の多重性確保に直結するため、「本渡道路」等の事業推進に必要な予算を確保する必要がある。

このような中、昨年度末までの時限措置であった財特法の規定による嵩上げ措置については、道路整備に関する財政上の特例措置として継続していただいたところである。

引き続き、道路整備に向けた予算の確保と事業の早期執行をお願いしたい。



熊本天草幹線道路 [本渡道路 (反称第二天草瀬戸大橋)]
完成予想CG

地域公共交通（路線バス）の確保・維持に対する支援について

【国土交通省】

提案・要望事項

地域住民に必要不可欠な生活交通手段であるバス路線の確保・維持に対する国庫補助について、必要な予算額の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成 28 年度の補助額内定時に、同補助金としては初めて、予算の範囲内で補助対象経費の額の調整（減額査定）を行う可能性が示唆された。結果的に減額査定は行われなかったものの、査定の有無は年度末の交付決定時まで明らかにならず、バス事業者としては不安定な状況で運行を継続せざるを得なかった。
- また、平成 29 年度については補助額の内定が行われず（補助要綱上は平成 28 年 9 月 30 日までに内定を行い通知することとされていた）、平成 30 年度以降は、補助額の内定自体を行わないこととする制度改正が行われた。
- このような状況から、今後、全国の国庫補助金計画額が予算額を上回る場合には、満額の補助金が交付されない事態が定常化する可能性があり、そうなればバス事業者や県・市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねない状況となる。

天草地域における交通基盤づくりへの支援強化について

【国土交通省】

提案・要望事項

天草地域においては、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、生活航路を確実に維持・確保していくとともに、近隣地域との交流・観光活性化につながる交通基盤が必要である。また、陸上交通を国道橋1本に依存していることから、リダンダンシー確保の点からも、新たな交通基盤や交通網についての構想の具体的な検討も必要となっている。

このため、天草地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るために必要な支援を講じるとともに、魅力ある広域観光周遊ルート形成のための更なる支援をお願いしたい。

また、海に囲まれた天草地域の地理的条件を勘案し、海上交通のみに頼ることのない、リダンダンシーの役割を果たす、新たな社会基盤整備による交通基盤や交通網の具体化に向けた検討を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 天草地域は、昭和41年に天草五橋が開通したことにより、九州本土と唯一の陸路で繋がったものの、依然として、海上交通が地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして重要な役割を果たしている。
- そのような中、天草地域の海上交通は、少子高齢化による利用者数の減少、就航船舶の老朽化や船員の高齢化などで、直近の10年で11の航路が休廃止されており、定期航路の維持確保が喫緊の課題となっている。
- 本県では、これまで、地元自治体と連携して定期航路事業の運営費に対する補助を行っているが、経営基盤の弱い中小事業者が多い定期航路事業において、持続的に船舶の代替建造や船員確保を行い、安定的な輸送を確保していくためには、国において、財政上の措置等を維持・充実していただく必要がある。
- また、現在、世界文化遺産を目指す構成資産を結ぶ周遊ルートとして、「崎津港～長崎港間」の航路が「船旅活性化モデル地区」に認定され、実証実験が実施されているが、地域の観光活性化及び航路活性化につなげるためには、国による更なる支援が必要である。
- 一方で、海に囲まれて行き止まりになっている天草地域は、陸上交通を国道橋1本に依存していることから、多様なネットワークの形成やリダンダンシーの役割を果たす新たな社会基盤整備についても、具体化に向けた検討が必要となっている。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民の生活路線として重要な肥薩おれんじ鉄道の安全運行確保に必要な設備投資・整備費に対する支援制度の拡充及び予算枠の確保をお願いしたい。
- 2 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線に対する支援策として、赤字補填・運営費助成等の財政支援制度と地元負担に対する地方財政措置を構築していただきたい。
- 3 安全で安定的な運行に必要なJRによる人的支援等の維持・拡充について、国からJRに対する働きかけを行っていただきたい。
- 4 肥薩おれんじ鉄道は、熊本・鹿児島両県を結ぶ観光・地域振興のツールでもあることから、WiFi環境の整備のほか、各種企画切符の販売や観光ルートの設定など、利用促進に加え沿線地域の活性化に資する事業への支援措置の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 国による安全運行確保に対する支援については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（補助率1/3）があるが、施設の老朽化により、今後も多大な費用が見込まれるため、補助率の嵩上げ等の支援制度の拡充及び予算枠の確保をお願いしたい。特に、平成29年度補正及び平成30年度当初予算では車両検査費について予算措置がなされていない状況。

※車両・線路等の施設・設備費

平成16年度（開業初年度）：299百万円 → 平成28年度：779百万円

- 2 肥薩おれんじ鉄道については、沿線人口の減少等により、一層厳しい経営環境になることが見込まれており、関係自治体からの支援のみでは、将来にわたる維持存続が厳しい状況にある。

※経常損失

平成16年度（開業初年度）：▲75百万円 → 平成28年度：▲544百万円

地方自治体が並行在来線の維持のために赤字補填等の財政支援を行った場合、バス会社等に対して赤字補填等の財政支援を行った場合と同様、負担額の80%を特別交付税で措置する制度を創設いただきたい。

また、施設整備補助の財源となる地方債（一般単独事業債）については、交付税措置（現行30%）の嵩上げによる財政支援の拡充をお願いしたい。

【参考：熊本県及び鹿児島県の公的支援の状況】

- ・平成18年度～平成29年度（12年間）の両県支援額：29億31百万円余
- ・平成28年度末時点の累積赤字額：12億25百万円余（資本金15億6,000万円）

- 3 現在JR九州から、運輸部長、運転課長、総括指令長、運転指令長、検修課長、工務課長及び電気課長の職を担う人材の支援を受け、安全運行を確保している。肥薩おれんじ鉄道におけるプロパー職員の育成・確保が完了するまでの間、JR九州による人的支援の継続が不可欠な状況である。

また、乗り継ぎなどの点で利用者の利便性低下が生じないように、JRとの協力体制の維持・強化が必要である。

4 肥薩おれんじ鉄道においては、観光列車「おれんじ食堂」等を活用し、国内外からの誘客を図るなど、収支改善のための取組みを行っている。沿線人口の減少等に加え、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により厳しい経営環境が見込まれる中、利用促進の取組みを一層推進していく必要がある。

また、熊本県と鹿児島県が連携して、観光・地域振興等に取り組むことは、肥薩おれんじ鉄道の利用促進だけではなく、両県の沿線地域の活性化にも寄与するものである。

このため、W i F i 環境の整備等の取組みや各種企画切符の販売や観光ルートの設定など国内外からの誘客や沿線地域の活性化に資する事業に対して幅広い支援をお願いしたい。

阿蘇山直轄砂防事業の促進について

【財務省、国土交通省】

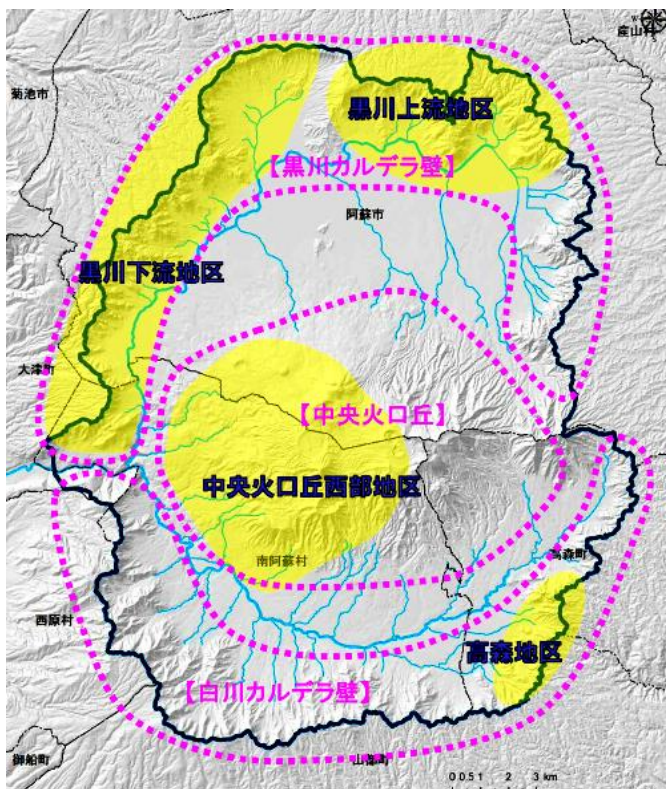
提案・要望事項

阿蘇地域では、熊本地震等により新たに膨大な量の不安定な土砂が発生・残存しており、土砂災害の発生リスクが高まった状態となっている。また、当地域は降水量が多く、火山性の脆い地質であり、これまでも土砂災害が繰り返し発生している。

阿蘇地域の土砂災害を防ぎ、人命、財産を守るため、阿蘇山直轄砂防事業の促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 阿蘇地域は、全国平均の約2倍の平均年降水量や、火山性の脆い地質で土砂災害が起りやすく、平成2年及び平成24年にも、大規模な土砂災害が発生し人的被害等が発生している。
- さらに、平成28年熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生した。県では、発災直後の対応やその後の緊急事業等を鋭意進めているところであるが、いまだ流域の荒廃は著しい状況である。
- このため、県で現在実施している災害対応のみならず、阿蘇カルデラ内において集中的な土砂災害防止対策を講じていく必要があることから、平成30年度から阿蘇山直轄砂防事業に着手していただいたところである。
- 阿蘇地域の人命、財産を保全するため、土石流による直接的な被害を防止・軽減するとともに、河川へ流出する土砂量を低減し、白川・黒川における土砂洪水氾濫被害を軽減するために、阿蘇山直轄砂防事業による抜本的な対策の促進をお願いしたい。



直轄砂防事業の主な整備範囲

土砂崩壊状況 (北外輪山)



H28.7.6

立野ダムの整備推進について

【国土交通省】

提案・要望事項

白川の治水対策に必要な立野ダムについて、早期完成をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。
- 現在、白川では下流の直轄区間及び中流の県管理区間、更に上流支川の黒川において河川激甚災害対策特別緊急事業などに取り組んでおり、立野ダムにおいては、昨年度末に本体工事の契約を終えたところである。
- 白川の治水対策に必要な立野ダムについては、流域市町村も事業の推進を要望していることから、早期完成をお願いするとともに、景観・環境に配慮した事業の実施や、流域住民の方々の理解を深めていただくための取組みを継続されるようお願いしたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



白川(県管理区間) :熊本市北区龍田1丁目



白川(県管理区間) :菊陽町津久礼

【完成後のイメージ(流水型ダム)】



上流側からダムを望む

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援について

【総務省、経済産業省】

提案・要望事項

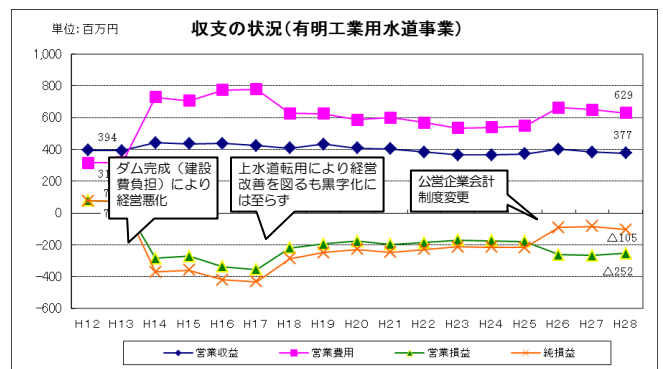
- 1 工業用水道における施設の耐震化や老朽化した設備の更新は全国的な課題であるため、必要な予算枠の確保及び補助率の嵩上げをお願いしたい。
- 2 本県としては官民連携（PPP／PFI）による工業用水道事業の経営改善に取り組むこととしていることから、移行支援や設備更新補助等、官民連携の実現に向けた支援の拡充をお願いしたい。
- 3 水源確保のために参加したダム建設事業費の増大により、厳しい経営を余儀なくされている事業者の経営健全化のため、必要な財政措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県工業用水道事業は、昭和50年代初頭に給水を開始し、現在、40事業所（従業員約6千人）に供給するとともに、主要施設を上水道等と共同化しており、地域経済や住民生活を支える重要なインフラである。

一方で、産業構造の変化により、重厚長大型の企業立地が進まず、多量の未利用水を抱えている。

全国的にも工業用水道施設の多くが本格的な更新時期を迎えてきているため、工業用水道事業費補助金の必要な予算の確保及び補助率の嵩上げをお願いしたい。



2 本県工業用水道の施設・設備は老朽化が進んでいるが、経営環境が厳しく、平成24年度から平成29年度にかけて、緊急性が特に高い設備の更新や導水管の耐震化工事を優先し取り組んできた。また、維持運営面では、従来から運転保守業務委託の委託範囲の拡大や薬品の一般競争入札化による調達など経営改善策を実施しているところ。

このような中、本県としては更なる経営改善のため、PPP／PFI導入に向けた取組みも行うこととしており、昨年度に引き続き、今年度経済産業省において実施される「工業用水道事業におけるPPP／PFI促進事業」の対象事業者として本県を選定いただくようお願いしたい。

工業用水道分野でのPPP／PFIへの取組みは先進的なものであり、他工業用水道事業者や上下水道事業者等にも波及効果をもたらすものと考えている。この取組みを効果的に促進するため、また、コンセッション等による民間事業者確実に移行するため、故障が頻発するなど緊急性の高い設備の移行前の更新や、移行後の民間事業者が行う設備更新に対する補助等、官民連携の実現に向けた支援の拡充をお願いしたい。

<参考> アセットマネジメントに基づくH31以降の主要設備更新事業費（本県負担分）見込額 単位：百万円

年度	H31	H32	H33	H34	H35
有明工業用水道事業	158	39		※ 113	22
八代工業用水道事業	189	29	617	190	392
計	347	68	617	303	414

※H33、34の2力年

※官民連携に移行する場合は、移行前に更新する設備、移行後に民間事業者により更新する設備を整理する。

3 有明工業用水道では、水源確保のために参加した国の竜門ダム建設事業に伴う建設負担金が当初の約4倍増となった。経費削減や未利用水の上水道への一部転用による事業規模適正化等の経営改善策を実施してきたが、依然、企業債の元利償還金等の負担が経営を圧迫している。経営健全化のため、企業債の元利償還金に対する国の財政支援をお願いしたい。

所有者不明土地の取得に係る制度の充実について

【法務省、国土交通省】

提案・要望事項

公共事業を進める中で、所有者不明土地により用地取得が遅延している。

所有者不明土地の利用の円滑化については、国において、土地収用制度における手続きの簡素化など、新たな仕組みづくりに向け取り組まれているが、所有者不明土地が発生しないような登記制度の構築など、より効果的な制度となるよう充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 所有者不明土地については、社会資本の整備はもとより、まちづくりや産業振興など、地方創生の観点からも整理すべき重要な課題である。
本県においては、熊本地震からの復旧・復興事業を進める中で、所有者不明土地による用地取得の遅延が復旧・復興の足枷となっている。
- 災関緊急傾斜事業や災害復旧事業については、今年度、事故繰越予算で対応している箇所もあることから、早期に用地取得を完了する必要がある。

(参考) 用地取得を伴う災害箇所数等 (H30.3月末現在)

事業名	事業箇所数	うち所有者不明土地 が存在する箇所数	所有者不明土地 筆数
災関緊急傾斜事業	31	4	6
災害復旧事業	106	2	2
合計	137	6	8

- 所有者不明土地の取得には、多くの権利者の所在確認や同意取得に努め、最終的には財産管理制度及び土地収用制度等を利用しているが、相当の時間と経費を要している。
- この点については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が国会に提出されているが、更に公共事業はもとより、農林業など様々な分野で土地の有効活用を図るためには、登記上の所有者と実際の所有者を一致させることが必要である。
- 国においては、中期的課題として、所有者不明土地の発生予防や放棄された土地の管理責任など、登記制度や土地所有権のあり方についても検討が進められているので、その観点から更に効果的な制度にしていきたい。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進について

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震の経験により、南海トラフ地震等、近い将来に予想される次の大災害に備えるため、庁舎の防災機能強化や支援・受援のための防災拠点の充実・強化、並びに、これらの拠点と被災地とを結ぶ道路整備の重要性を改めて認識した。

これらを踏まえ、本県が広域防災拠点としての役割を担えるよう、次の施策の推進をお願いしたい。

- 1 自治体が計画的に防災・減災対策の充実・強化を図れるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大等の財政支援の強化・充実をお願いしたい。
- 2 政府現地対策本部の設置候補施設とされた熊本地方合同庁舎の必要な施設整備を早急をお願いしたい。併せて、国が主体的に大規模な広域防災拠点である阿蘇くまもと空港の機能強化等をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の早期の整備促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

熊本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に、防災駐機場や備蓄倉庫等の整備を進めていた。このため平成28年熊本地震では、防災駐機場は、他県等からの延べ150機の応援ヘリの受入れ拠点として利用したほか、備蓄倉庫は、物資の集積拠点として使用するなど、被災地支援の拠点としての役割を担った。

一方、地域防災の要として機能する必要がある行政庁舎が被災し、機能低下に陥るなどの課題が明らかになったほか、本県と大分、宮崎を結ぶ国道57号や県道熊本高森線などの主要な道路が被災したことで、物資などの輸送は困難を極めるなど横軸の脆弱性が露呈した。



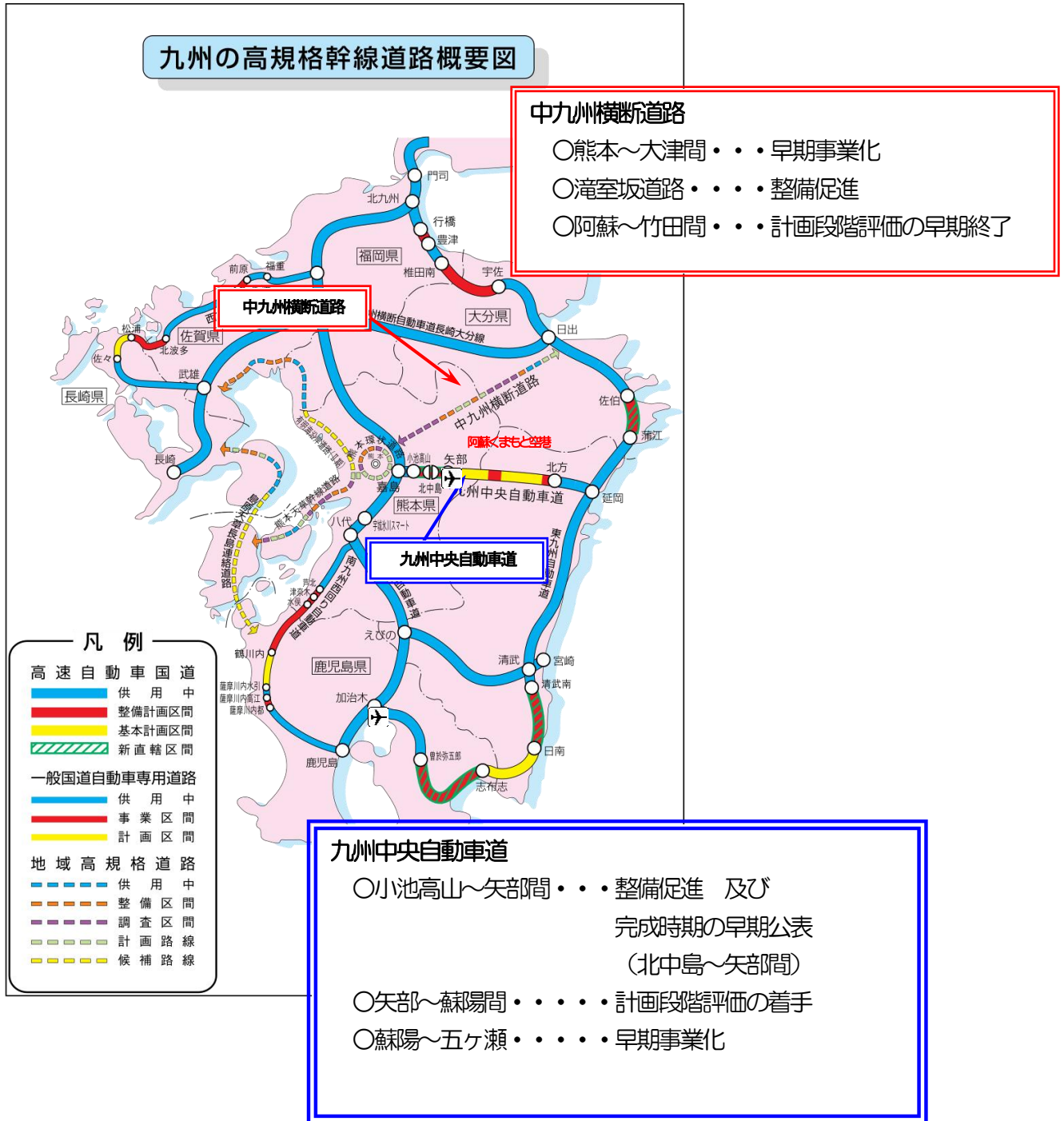
(防災駐機場に集結した他県応援ヘリ)

- 1 大規模災害に備え、自治体においては計画的に防災・減災対策の充実強化を図っていく必要があるため、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大をはじめとする財政支援が不可欠である。
- 2 九州における政府現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎B棟が選定されたことから、その機能を果たせるよう災害時にも利用可能な同施設と県との通信手段の多重性を確保するなどの施設整備を早急に行う必要がある。

また、阿蘇くまもと空港が「大規模な広域防災拠点」として、県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担っていくため、国としても救援物資や燃料保管施設の整備などを主体的に行う必要がある。

3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる道路網整備が急務である。

このため、特に中九州横断道路及び九州中央自動車道の整備促進を図る必要がある。



「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」「阿蘇」の世界文化遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の維持保全等に係る支援について

【内閣官房、文部科学省】

提案・要望事項

本県で取組みを進めている資産の世界文化遺産登録及び既登録資産の適切な維持保全について、次のとおり、取組みの推進をお願いしたい。

- 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」の平成30年の世界文化遺産登録に向けた適切な助言・指導 等
- 2 「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る助言・指導及び審議 等
- 3 「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の資産の維持保全や整備等に係る支援の充実や助言・指導 等

【現状・課題等】

- 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、一昨年9月に候補名が「天草」を含む名称へと変更された。また、昨年9月にはイコモス（ユネスコ諮問機関）による現地調査が実施され、今年5月にはイコモスから、世界文化遺産として記載が適切である旨勧告がなされたところ。今後も引き続き、世界文化遺産登録を実現するために国による助言・指導が必要である。
- 2 「阿蘇」については、暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、県と関係市町村による学術検討の準備作業や、重要文化的景観の選定答申をはじめ構成資産の文化財国指定等に向けた取組みが着実に成果をあげているところ。今後、世界文化遺産登録に向け、構成資産の学術的価値付け、文化財国指定・選定、保存管理計画策定、関係機関との調整に係る助言・指導とともに、暫定一覧表への追加資産の公募に係る審議が必要である。
また、平成28年4月に発生した「熊本地震」によって構成資産の一部が被害を受けており、今後の資産の復旧や維持保全に係る助言や財政措置等が必要である。
- 3 「明治日本の産業革命遺産」については、世界文化遺産登録時に出された課題である資産の適切な維持管理や整備、開発コントロール、来訪者対策等を実施していくにあたり、登録資産に特化した財政措置や助言等が必要である。

資産名称	構成資産（本県内）	備考
1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」	天草の崎津集落（崎津諏訪神社・旧崎津教会跡・崎津教会）	平成30年世界文化遺産登録候補
2 「阿蘇－火山との共生とその文化的景観－」	阿蘇の文化的景観、阿蘇山（米塚・草千里ヶ浜）、阿蘇神社、中通古墳群、豊後街道	国内暫定一覧表候補資産
3 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	三池炭鉱万田坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三角西港	平成27年世界文化遺産登録



国立公園満喫プロジェクト推進の支援について

【国土交通省、環境省】

提案・要望事項

世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」を着実に推進し、世界に誇る阿蘇の自然を体感できる環境を再生するとともに、外国からの来訪者等が阿蘇の自然の雄大さをより一層満喫できるよう国において次の措置を講じ、阿蘇の創造的復興に向けて全力で取り組んでいただきたい。

- 1 平成30年2月末に再開した中岳火口見学の観光客回復に向けた火の国橋の復旧や退避壕の整備など万全の安全確保に取り組むとともに、草千里や火山博物館の活性化、国立公園区域全体の景観の改善、海外への魅力の発信など、国による確実な実施をお願いしたい。
- 2 阿蘇の雄大な景観を阻害する電柱・電線・看板・廃屋の移設・撤去、新たなジオサイトとしての東海大学の断層・遺構等の保存、草千里をはじめとした草原景観の維持・再生、阿蘇の雄大さを体感できるトレッキング・ランニング・サイクリングロードの整備など、インバウンド拡大に向けた取組みに対する財政措置等をお願いしたい。
- 3 阿蘇くじゅうを体感できる公園内への宿泊施設誘致や、新たなアクティビティの開発、着地型観光プログラムの開発など、更なるインバウンド需要の拡大に向けた地元の取組みに対する支援をお願いしたい。
- 4 九州自然歩道や菊池渓谷等におけるトイレや東屋の改修など、自然公園施設の国際化対応を含めた改修・整備等に対する財政措置について、今後一層の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 2020年に向け、訪日外国人の国立公園利用者を倍増させるため、阿蘇ならではの観光資源を磨き上げ、震災からの復興を契機としたインバウンド増加に取り組む必要がある。
- そのため、中岳火口園地の安全対策などについて、引き続き、直轄事業による確実な実施をお願いするとともに、電柱等の景観阻害要因の改善や震災遺構保存など新たな取組みへの財政措置・技術的支援をお願いしたい。
- また、阿蘇を体感するトレッキングロードなどの整備のほか、宿泊施設誘致や観光プログラムの開発など、インバウンド需要の拡大に向けた取組みへの支援をお願いしたい。



【中岳火口周辺園地の復旧状況】



雄大な景観を阻害する電柱・電線



【阿蘇町から阿蘇山を望むスポット】
※多くの外国人旅行者が写真撮影を行うスポット

【東海大学阿蘇キャンパスの被災状況】
※地震が建物にまで影響している

地下水の硝酸性窒素対策への支援について

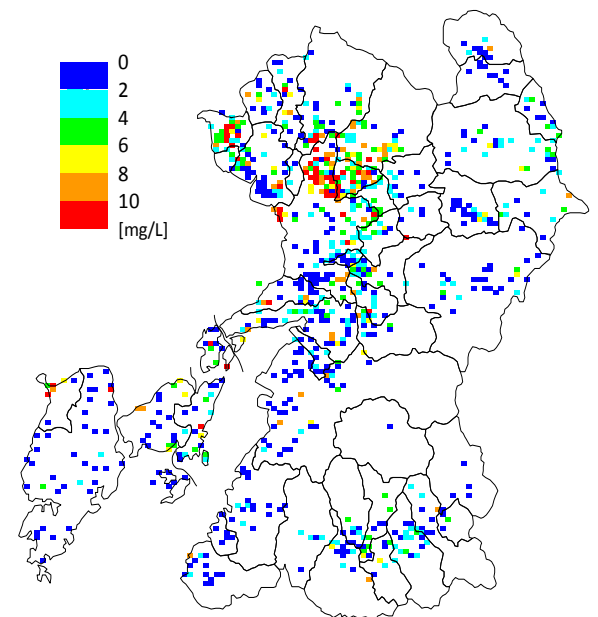
【厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

限りある資源である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐため、地下水の硝酸性窒素による汚染メカニズムの解明や、地下水への窒素負荷の削減対策に対する技術的・財政的支援を行っていただきたい。

【現状・課題等】

- 地下水は水循環基本法により「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置付けられており、地域の特性に応じた水資源保全に取り組むことが重要である。
- 本県は、水道水の約8割を地下水に依存し、また、地下水が県民生活や産業活動の基盤となっていることから、貴重な財産である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐ必要がある。
- 本県では、これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の要因とされる生活排水、家畜排せつ物の適正処理・管理や肥料の使用量の適正化など窒素負荷の削減対策と併せて地下水の涵養量を増大させる対策に取り組んできた。その結果、硝酸性窒素濃度の経年的傾向は全体平均としては横ばい又は微減と、一定の効果が現れてきていると考えられる。
- しかしながら、一部の地域では硝酸性窒素等の濃度が上昇傾向を示す地点が見られることや、原因物質の地下水質への影響メカニズムには未解明な部分も多いことから、将来的な地下水汚染の拡大が不安視される地域もある。
- こうしたことから、本県では、引き続き硝酸性窒素等の削減対策、地下水質のモニタリングや汚染メカニズム解明、地下水量の保全対策に取り組むとともに、平成27年4月には「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を施行し、農業の持続的発展を通じた地下水保全と土づくりに関する恒久的な取組みを開始したところである。
- 国においては、地方公共団体が取り組む硝酸性窒素等の削減対策、地下水質モニタリングや汚染メカニズム解明調査などに対し技術的・財政的支援をお願いするとともに、引き続き、本県の地下水と土を育む農業推進のため、環境保全型農業直接支払の取組み拡大、家畜排せつ物の堆肥化や広域流通に必要な施設の整備及び調査研究などの取組みへの支援をお願いする。



地下水の硝酸性窒素の濃度分布 (H19~H27)

有明海・八代海の再生について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書（以下「報告書」という。）を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示すとともに、特措法に基づく促進協議会の機能強化など関係省庁の役割を明確にしたスキームをつくり、必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行っていただきたい。
- 2 国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。また、泥土の堆積進行メカニズムの解明や、泥土除去及びその処分方法の確立などの抜本的な底質改善対策についても、関係省庁が主体的に関与して、集中的に行っていただきたい。
- 3 八代海について、データの蓄積が不十分であり各種調査の充実・強化が必要であることが報告書にも記載されていることを重視し、調査の充実・強化を積極的に行っていただきたい。特に、八代海湾奥部では、土砂堆積の進行による海域への影響等が懸念されており、現地調査、シミュレーションモデル構築、対策案の効果検証等を行った上で対策を実施することが必要と考えられるため、国が主体となり早急にこれらの取組みを進めていただきたい。
- 4 河川から流入する流木等のゴミは、海域の環境悪化を招くため、これらの漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等に係る十分な予算確保と地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物・海底ゴミは、法的な処理責任が明確でない中で、漁業者など地元による補助制度を活用した対応等では限界があるため、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。さらに、大雨等の災害に伴い発生した海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等に迅速に対応できるよう新たな災害復旧事業創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 有明海・八代海等の再生については、国や関係県と連携しながら、環境改善に向けた総合的な対策に取り組んでいる。しかしながら、海域環境はなかなか改善の兆しが見られず、また、赤潮やノリの色落ち被害の発生など漁業生産に不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

有明海・八代海等総合調査評価委員会では、平成28年度末に、有明海・八代海等における再生目標や再生方策等を記載した報告書を取りまとめたところであるが、具体的な再生目標が示されておらず、また県として求めてきた抜本的な再生方策の提示には至っていない。

再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有することが重要である。また、具体的な施策を進めるためにはスキームが整うことが必要であり、特措法に基づき関係省庁や県等で構成する促進協議会が設置されていることから、東京湾再生プロジェクト等の先進事例を参考に、当協議会の機能強化を図るなどしてスキームづくりを進めていただきたい。

- 2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されている重要な取組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模な実証事業を行うことで、再生への取組みを加速化させていただきたい。また、本県では、泥質化

を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として実施されている覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法として効果はあるものの永続的ではないため、泥土堆積進行メカニズムの解明が必要である。併せて、抜本的対策である泥土の除去やその処分方法の確立についても、水産庁や農林水産省だけでなく、関係する省庁が主体的・集中的に実施していただきたい。

- 3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足している。しかし、八代海における漁船漁業、干潟域での採貝業及び海苔養殖業の不振は深刻であり、有明海同様一日も早い対策の実施が求められている。

また、八代海湾奥部については、不知火干拓が海域に突き出した特殊な地形であるため、同干拓北部では土砂堆積が進行している。これにより海域環境への悪影響が懸念されるが、泥干潟で調査が困難なこともありデータが極めて乏しい状況である。まずは現地観測や調査データを蓄積したのち、それを基にシミュレーションモデルを構築し、モデルを用いて対策案の効果を検証した上で、対策の実施につなげることが必要であり、国主体で一連の取組みを行っていただきたい。

- 4 海域環境の保全等の観点から、漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理や発生源対策を支援する海岸漂着物等地域対策推進事業について予算額を確保するとともに地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物及び海底ゴミについては、漁具を破損させたり船舶航行の妨げになるなど弊害をもたらしている。これらは漂着物のように法的な処理責任が明確でないことから、現状として漁業者など地元が国の補助制度を活用するなどして回収・処理を行っているが、それでは限界があるため、国主導による大規模な回収・処理をお願いしたい。

併せて大雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧されるが、海域を漂流する流木等は、現行制度では十分対応できないため、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。また、堆積土砂対策として、災害復旧のため速やかに取り掛かれるよう水産環境整備事業の制度見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

県営荒瀬ダム撤去工事完了後の環境モニタリング調査 に対する国の支援について

【環境省】

提案・要望事項

全国初の本格的なコンクリートダム撤去となった荒瀬ダムについては、国からの御支援もいただき、平成29年度をもって撤去工事が完了したところ。

撤去工事完了後も、環境モニタリング調査等必要な対応を継続していく予定であり、引き続き、国による財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 地元住民や漁協等のダム撤去への強い要望を受け、河川等の安全面や環境面に配慮しながら、平成24年度から6ヶ年にわたる荒瀬ダム撤去工事に取り組み、平成29年度をもって完了。
- 撤去工事完了後も、ダム上下流における様々な環境変化の把握を行う必要があるため、引き続き、国による財政支援が不可欠である。



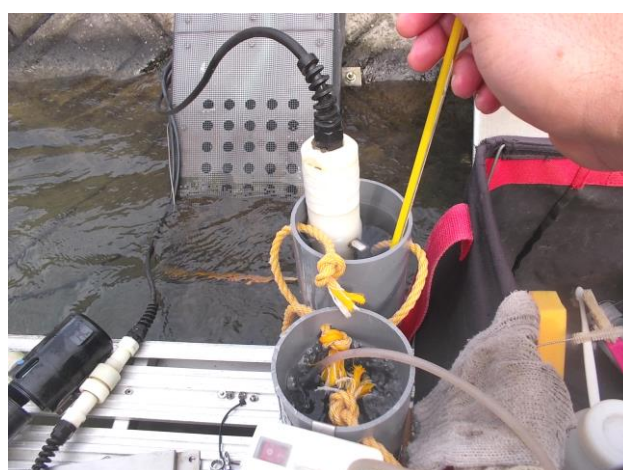
撤去完了後(H30. 3月)



撤去後の左岸展望スペース



魚類調査



環境モニタリング調査

水質調査

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現について

【農林水産省】

提案・要望事項

本県が平成28年熊本地震による被害を克服し、世界と戦えるくまもと農林水産業の実現に向けた取組みを加速化するため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

1 TPP11協定、日EU・EPAへの対応

農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の実施、単年度で終わることない継続的な施策としての実施、畜産物価格安定制度の強化対策等の前倒し実施

2 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

- ① 強い農業づくり交付金、農業農村整備事業等の十分な当初予算確保と重点配分等
- ② 新たな米政策の実現に向けた支援の充実・強化
- ③ 輸出拡大や6次産業化、効率的な輸送体系の構築等の取組みへの支援強化
- ④ 国営土地改良事業推進及び大蘇ダム完了後の維持管理に係る地元負担軽減
- ⑤ 農業者の所得増大等のためのJA自己改革の実現に向けた支援

3 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開

- ① 農地集積と一体的に実施する大区画化等に必要な基盤整備の予算確保
- ② 農地中間管理機構の貸借業務の簡素化及び継続的な財政支援

4 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

- ① 新たな森林管理システムのもと、森林整備や木材利用促進に必要な森林整備事業、林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保と重点配分
- ② 新技術・新工法（CLT等）を活用したモデル的な整備等の十分な予算確保等

5 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業の十分な予算確保と重点配分等

6 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取組みへの支援

くまもと県版GAPをはじめ、国際水準GAP等への取組みに対する支援及び本県産量表等のPR

【現状・課題等】

1 TPP11協定、日EU・EPAへの対応

TPP11協定や日EU・EPAが発効に向かう中、農林水産業の経営安定化・競争力強化、さらには、中山間地域をはじめとする農山漁村の維持・発展に向けた万全の対策を講じていただきたい。また、対策については、単年度で終わることなく、継続的な施策としていただきたい。経営安定に不可欠な畜産物価格安定制度の強化対策等は、協定発効に関わらず前倒しで実施いただきたい。

2 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

① 地震からの復旧・復興を果たし、稼げる農業の実現に向けた取組みを加速化するため、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業及び農業農村整備事業等、競争力の強化に資する事業について、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、強い農業づくり交付金の配分基準については、地方の実情を踏まえた運用改善をお願いしたい。

本県において、全国のモデルとなる施設園芸産地を形成してきた排水機場などの農業生産基盤整備の計画的な推進のため、農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金など、当初予算での必要額の確保をお願いしたい。さらに、排水機場など農業生産基盤施設の更新整備等を効率的に進めるため、「基金」や「別枠事業」の創設等をお願いしたい。

② 平成30年産以降の米政策に産地が円滑に対応できるよう、作付け動向等の適確な情報提供、

過剰作付け地域への指導等実効性のある需給調整の整備とともに、経営所得安定対策等の十分な予算確保や戦略作物等への誘導に向けた産地交付金の効果的な運用・配分に御配慮いただきたい。

- ③ 農林水産物の輸出拡大を図るため、ハラルや検疫等の情報提供とともに、非関税障壁撤廃の取組み強化をお願いしたい。輸出の取組みが先行する団体等が活用できるよう採択要件の緩和とともに、県や市町村が取り組むことができる事業の創設をお願いしたい。国の6次産業化関連事業について、県外や海外への販売を視野に入れた大型加工施設等の要望が高まっているため、十分な予算の確保と小規模事業者に対する採択要件を御配慮いただきたい。さらに、青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けて、産地における出荷調整機能の高度化や、モーダルシフトを活用した新たな輸送効率化に対する支援をお願いしたい。
- ④ 国営土地改良事業について、川辺川地区等の継続地区の計画的な推進と宇城地区の新規採択に向けて引き続き調査の推進をお願いしたい。また、平成31年度完了予定の大蘇ダムの維持管理については、地元負担軽減をお願いしたい。
- ⑤ J Aは地域農業の振興をはじめ、地域の経済、暮らしを支える社会基盤として必要不可欠であり、農業者の所得増大等のため、J Aグループが進めている自己改革を支援していただきたい。

3 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開

- ① 本県では、農地集積と一体的に大区画化等の基盤整備を推進し、生産性の飛躍的な向上を目指しており、農業競争力強化基盤整備事業等については、合意形成や農家の営農計画との事前調整が不可欠であるため、計画的に推進できるよう、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
- ② 土地改良法の改正に伴う農地中間管理機構関連農地整備事業の創設など、同機構の役割が更に増すことから、農地貸借業務の簡素化や期間短縮を可能とする制度改正及び機構運営に対する継続的かつ安定的な財政支援をお願いしたい。

4 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

- ① 県内の人工林の約6割が本格的な利用期を迎え、木材輸出等新たな需要が高まっており、林業者の所得向上や山村の活性化、資源の循環確保等を図るため、新たな森林管理システムのもと、森林集約化の推進、路網整備や林業機械導入促進、主伐後の確実な再造林等に必要な森林整備事業、林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ② 公共施設の木造化について、民間への普及を一層図るためにも、新技術・新工法（CLTやB P材等）を活用したモデル的な整備等支援の十分な予算確保や補助対象緩和をお願いしたい。

5 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化、近年の燃油価格高騰など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。このような中、県では、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」の策定を推進しており、プランに掲げる取組みを着実に推進するため、関連事業の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

また、マグロの種苗生産技術開発に必要な受精卵の本県への安定供給及び体制構築をお願いしたい。さらに、陸上養殖の低コスト化技術の早急な開発と研究成果の提供をお願いしたい。

6 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取組みへの支援

本県でのくまもと県版GAP推進等による、オリンピック・パラリンピックへの農林水産物供給を契機としたGAPの取組継続と拡大へとつなげていくため、県版を始め、国際水準GAP等について、指導員やモデル組織育成に対する継続的な支援と必要な経費に対する支援等をお願いしたい。

また、オリンピック・パラリンピックは、和の文化を国際社会にPRする絶好の機会であり、選手村や競技会場等において、本県産の畳表、木材、茶等の積極的な活用をお願いしたい。

意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化について

【農林水産省】

提案・要望事項

本県の農林水産業の担い手の確保・育成及び経営安定を図るため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
 - ① 新規就農者の経営安定に向けた機械・施設等の導入支援策の充実・強化及び親元就農に対する支援要件の見直し
 - ② 認定農業者等中心的な担い手に対する経営体育成支援事業及び農業経営法人化支援総合事業の十分な予算確保等
 - ③ 林業大学校(仮称)開校に向けた新規林業就業者確保支援策の予算確保と重点配分
 - ④ 新規漁業就業者確保支援策の見直し及び定着支援のための給付金制度の創設
- 2 自然災害(地震、豪雨、台風、噴火、赤潮)等のリスクへの対応強化
 - ① 災害等に強い生産基盤や体制を整備するための十分な予算措置と重点配分
 - ② 農業共済制度の充実強化、収入保険制度の加入推進に向けた万全な周知
 - ③ 漁業者等を対象とした資金繰り円滑化支援の充実
- 3 鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病対策の強化
水際防疫対策の強化、処分家畜の処理対策の充実、防疫資材の備蓄支援の充実、産業動物獣医師の安定確保・育成、防疫措置に係る財政支援の充実
- 4 牛乳・乳製品の安定供給確保のための実効性ある生乳需給調整の実施
酪農家の経営安定及び牛乳・乳製品の安定供給につながる実効性ある需給調整の実施
- 5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化
担い手の規模拡大・経営安定に必要な省力機械の導入や畳表価格安定制度等の充実・強化とこれらの国内い業振興に向けた法整備
- 6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
花粉交配用蜜蜂の安定確保や在来種マルハナバチへの転換に対する支援の充実等
- 7 クロマグロの混獲防止対策支援の予算確保等
クロマグロの混獲防止策に係る技術開発や、放流経費の補てんに対する支援等

【現状・課題等】

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
 - ① 農業者の減少と高齢化が進む中、新規就農者の確保・育成が急務であり、初期の機械等導入に係る既存事業の補助率嵩上げ等の支援の更なる充実をお願いしたい。また、本県農業の持続的発展に不可欠な親元就農者の円滑な就農・定着に向けて、農業次世代人材投資事業要件について、経営継承期間の延長や農地の所有権移転割合の緩和等、実態に即した見直しをお願いしたい。
 - ② 担い手の中心である認定農業者や法人等は、農地の維持・継承にも大きな役割を果たし、継続的な支援が必要であるが、経営体育成支援事業の予算が不足しているため、十分な予算確保をお願いしたい。また、県において、法人化や経営多角化等を支援するため、平成30年度から新たに設置した「くまもと農業経営相談所」の安定的・効果的な運営に向けて、農業経営法人化支援総合事業の十分な予算確保と継続的な実施をお願いしたい。
 - ③ 本県では、林業担い手の更なる確保・育成に向け、平成31年4月から、林業大学校(仮称)の開校を検討しているが、林業就業前の青年へ給付金を支給する「緑の青年就業準備給付金事業」の予算が不足しているため、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、国の青年就業準備給付金の支援の前提となる長期研修は、県単独事業「くまもと緑の新規就業支援対策事業」により実施しているため、県への支援をお願いしたい。

- ④ 漁業就業者減少と高齢化が進む中、意欲ある担い手を確保する必要があり、漁業学校等での知識の習得を支援する「新規漁業就業者総合支援事業」の予算が不足しているため、十分な予算確保と本県への重点配分と、重要な担い手である親元就業者を支援対象とするよう制度見直しをお願いしたい。さらに、新規就業者の増加・定着に向けて、就業直後の経営が不安定な期間の所得確保のため、農業分野の「農業次世代人材投資資金」と同様の給付金制度の創設をお願いしたい。

2 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火、赤潮）等のリスクへの対応強化

- ① 地震、豪雨、台風など、災害による影響を可能な限り小さくするため、低コスト耐候性ハウスなどの災害に強い施設整備を行う「強い農業づくり交付金」や、阿蘇中岳等の噴火に係る防災営農施設整備計画に基づく施設・機械等の整備対策、山地災害から県民の生命・財産を守る「治山事業」などについて、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。
- ② 農業共済制度は、品目によって加入率が低いなど、経営安定等につながっていないため、園芸施設全棟加入義務の緩和等と十分な予算確保をお願いしたい。また、平成 31 年導入予定の収入保険制度は、セーフティネットとして期待され、県としても制度周知を図っているが、十分な理解を得られていないため、青色申告推進も含め、農業者向けに制度周知を徹底していただきたい。
- ③ 本県の水産業は、燃油・飼料価格の高騰、魚価の低迷、赤潮の発生等の自然災害にさらされるなど、厳しい経営環境に置かれているため、平成 21、22 年度に実施された「漁業緊急保証対策事業」と同様のセーフティネット制度の創設をお願いしたい。

3 鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病対策の強化

鳥インフルエンザ等が継続発生しているアジア等からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等、空港等での水際防疫対策の強化をお願いしたい。また、本県で鳥インフルエンザが発生した際、殺処分鶏を埋却処分したが、地下水への影響を懸念する声があったため、処分家畜を迅速に処理できるレンダリング処理装置等の主要な畜産地への配備等を含め、処理体制の充実をお願いしたい。さらに、本県の防疫資材の備蓄では、大規模発生時の対応が困難であり、まん延防止措置を迅速に図るため、国家単位での防疫資材の備蓄をお願いしたい。鳥インフルエンザ等の発生時は、防疫指針に記載される「24 時間以内に殺処分、72 時間以内に焼埋却」に沿って、昼夜・休日を問わず防疫に対応するため、時間外手当等の財政支援をお願いしたい。

近年、産業動物獣医師不足が深刻となっているため、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」の予算拡充と、都道府県の獣医師職員の技術向上に向けた研修体制の拡充強化をお願いしたい。

4 牛乳・乳製品の安定供給確保のための実効性ある生乳需給調整の実施

畜産経営安定法の一部改正により、平成 30 年度から国が主体的に生乳需給調整を行うことになるが、西日本最大の生乳生産量を誇る産地である本県において、酪農家が安心して経営を継続し、牛乳・乳製品の安定供給につなげるため、実効性ある全国的な需給調整を実施いただきたい。

5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化

本県は、国産量表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積の減少が続き、産地の維持が難しくなっているため、い業の担い手が意欲を持って営農の継続と規模拡大に取り組めるよう、省力機械の導入や、量表製織専業組織を量表価格安定制度の対象に加えるなどの充実・強化とこれらの国内い業振興に向けた法整備をお願いしたい。

6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化

本県は全国一のハウス面積を有しており、花粉交配用のハチの確保が欠かせないため、花粉交配用蜜蜂の安定確保に向けた支援の一層の充実をお願いしたい。また、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換に向けた取組みに対する継続的な支援をお願いしたい。

7 クロマグロの混獲防止対策支援の予算確保等

クロマグロの混獲について、本県では、全て放流するよう指導しているが、混獲した魚はへい死するケースが多いうえ、漁業者等の負担が大きいとの意見が多く寄せられるため、混獲防止策の更なる技術開発や、放流経費の補てんをお願いしたい。

中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤 に対する支援について

【農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

地域の基幹産業である農林水産業を基軸とした中山間地域をはじめとする農山漁村の活性化を推進するため、国の支援策の充実・強化、並びに十分な予算確保と本県への重点配分など、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
 - ① 地域独自の中山間地域等の農業支援の取組み等に対する支援の充実
 - ② 中山間地域等で実施する小規模基盤整備や農地等の維持活動への支援の充実
 - ③ 農作物の鳥獣被害防止対策の十分な予算確保と重点配分
 - ④ ジビエ倍増モデル地区に対する予算確保と支援継続
- 2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
 - ① 日本型直接支払制度の十分な予算確保と弾力的な運用
 - ② 環境保全型農業直接支払交付金の十分な予算確保
- 3 漁港等における放置船対策に対する支援
所有者不明船舶の廃船処理経費に対する財政的な支援措置の拡充と、廃船処理に係る制度構築

【現状・課題等】

- 1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
 - ① 中山間地域は、総農家数で県全体の約5割、経営耕地面積で約4割を占めているが、生産条件は不利で、高齢化や後継者不足も深刻な状況にある。このような状況を踏まえ、基幹産業である農業を持続させ、地域社会を守っていく観点から、本県では、「中山間農業モデル地区支援事業」を平成29年度から開始し、県内各地域が策定した振興ビジョンの実現（小規模基盤整備、高単価作物の導入、簡易ハウス整備等）をモデル的に応援している。

昨年度、国で新たに措置された「中山間地農業ルネッサンス事業」は、既存事業の優先枠が中心であり、県事業として進める地域独自の取組みのうち、集落ビジョンづくりは、平成30年度「中山間地農業ルネッサンス推進事業」として御配慮いただいたものの、小規模基盤整備や施設導入等への支援は補助対象となっていない。そのため、国においては、本県のような取組みを「中山間地農業ルネッサンス事業」の補助対象とするなど、支援の更なる充実をお願いしたい。
 - ② 中山間地域において取り組む小規模生産基盤整備や地域の農業者が自ら取り組む農地・農業用水利施設等の維持・保全活動等への支援の充実、「中山間地域総合整備事業」において促進費を交付する新たな制度の創設等の対策を実施していただきたい。
 - ③ 中山間地域等の農業生産活動の維持・継承のためには、野生鳥獣被害の防止が不可欠だが、対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望に対して予算が不足している状況である。中山間地域での鳥獣被害は、農家所得の減少とそれに伴う地域の農業者の営農意欲減退に直結することから、国においては、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

- ④ 現在、国がジビエ利用の倍増を進めるために指定したモデル地区に対する支援は、コンソーシアムの立ち上げや処理施設整備等により、大きな効果が期待される。今後、ジビエビジネスを確立させ、持続的な取組みとするためには、高い衛生管理の実現等技術向上が不可欠であり、一定の時間を要するため、初年度限りではなく、2年目以降も継続してジビエ倍増モデル地区に対する支援をお願いしたい。

2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援

- ① 日本型直接支払制度は、多面的機能の維持・発揮はもとより、中山間地域等の農業・農村への支援の根幹をなす取組みである。多面的機能支払交付金は、平成28年熊本地震後の農道や水路等の自力復旧の取組みや農地や農業施設の補修・更新等、地域ぐるみの活動に活用し、地域の絆の再生にも寄与しているが、市町村の要望額を満たせていないため、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、地域住民の自主性に基づいた自由度の高い活動が展開できるよう、共同活動を前提とした畦塗機、乾燥施設の購入等、使途が認められていない活動に対しても、一定割合を使えるようにするなど、ニーズを踏まえた弾力的な運用としていただきたい。

中山間直接支払交付金は、本県の中山間地域の農業・農村の維持・活性化に大きく貢献しているが、本県独自のアンケート調査では、第3期から4期へ移行する際の集落協定廃止の理由として「集落協定を5年間続ける自信がない」との回答が83.9%ある等の課題が明らかとなっている。そのため、今後の制度運用に当たっては、協定期間の短縮及び全額遡及返還規定の見直しに加えて、要望額の5～6割程度の配分に止まる市町村推進費の十分な予算確保、共同取組活動費の弾力的な運用、事務の簡素化についても取り組んでいただきたい。

- ② 環境保全型農業直接支払交付金について、本県では、積極的な活用推進により取組みが増加傾向にあり、平成29年度は、前年比4%増の2,486haとなっているが、全国的に予算が不足しており、本県の要望額に対して86%の交付に留まっているため、対象者見直しに伴う国際水準GAPに対する指導等にも配慮した、十分な予算確保をお願いしたい。

3 漁港等における放置船対策に対する支援

本県の水産業は、漁村地域を支える基幹産業であるが、水産資源減少に加え、就業者減少や高齢化等厳しい状況が続いている。また、漁業生産の拠点である漁港施設等の老朽化も深刻化する中、適正な維持管理を行う必要があるが、漁港のみならず、港湾、河川及び海岸における所有者不明の放置船の増加により、漁業活動への支障、船舶の航行障害、台風等自然災害時における他船舶・係留施設、河川管理施設や海岸保全施設への損傷、河川や海岸の環境悪化など様々な影響が顕在化している。

そのため、長期間放置・係留されている所有者不明の放置船を、施設管理者がやむを得ず廃船処理する際の経費に対する財政的な支援措置の拡充をお願いしたい。併せて、関係省庁で連携・協力して、自己責任による廃船処理の徹底や公費負担の軽減にも繋がるよう、船舶購入時にリサイクル料金を預託・積立する自動車リサイクル法と同様の制度等の構築をお願いしたい。

震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化について

【経済産業省】

提案・要望事項

本県経済の復興を進めるためには、地域企業の99%を占め、地域の経済を支え雇用の受け皿となっている中小・小規模企業の活力を維持・発展させていくことが極めて重要である。このため、中小・小規模企業等の販路拡大、生産性向上、創業、事業承継の支援や、経営支援体制等の充実・強化に向け、次の措置を講じていただきたい。

- 1 震災により減少した中小・小規模企業の売上を回復させるため、販路拡大や生産性向上、ものづくりに関する設備投資等への支援を強化していただきたい。また、それらの総合的窓口となる「よろず支援拠点」の体制強化について、継続的に支援いただきたい。
- 2 地域活力を維持・発展させるため、廃業の抑制と開業率の向上を目指して、地域での事業承継支援を促進するとともに、創業支援の充実・強化を図っていただきたい。
- 3 商工会・商工会議所の伴走型支援の機能強化のため、経営発達支援計画の認定に向けた計画策定支援の継続とともに、計画の着実な実施のための支援を強化いただきたい。

【現状・課題等】

- 1 平成28年熊本地震後の売上回復等のため、小規模事業者の販路拡大・生産性向上を支援する「小規模事業者持続化補助金」は大変有効であった。地震を乗り越えた企業が持続発展していくためには、継続的支援が必要。（参考）地震後の本県採択数2,794件
展示会等支援の「広域型販路開拓環境整備事業（H28 補正 50 億円、H29 補正 20 億円）」について、採択枠の拡大など支援強化が必要。（参考）H28 補正の本県採択数12件
地震後の「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」（H27 補正）の採択件数及び金額は199件22億8,700万円（H28は86件10億7,200万円）。復興に向けた経営力強化のため継続的な支援が必要。
「よろず支援拠点」については、公益財団法人くまもと産業支援財団にコーディネーター13名（地震後に6名増員）を配置し実施しているが、ワンストップ窓口として事業者からの評価も高く、体制強化の維持が必要である。
（参考）本県の実績：相談件数4,748件、来訪件数3,839件（H29.4～H30.2）
- 2 中小企業経営者の高齢化が進行している昨今において、事業承継支援により廃業を抑制し、創業支援により開業率を向上させることは、地域活力の維持・発展に欠かせない。昨年度、事業承継ネットワーク構築事業により支援機関の連携体制を構築し、今年度、プッシュ型事業承継支援高度化事業により体制強化を図っているところであるが、この取組みを維持発展させるためにも、継続的な支援が必要。また、創業希望者へ事業を承継させるためのマッチング機能の強化、創業及び事業承継補助金の採択枠拡大等など支援の充実強化が必要。
（参考）H29 本県の実績
創業補助金：申請28件、採択3件 事業承継補助金：申請17件、採択3件
- 3 3月末現在、経営発達支援計画の認定率は、50%（58団体中29団体）である。中小・小規模企業への伴走型支援機能強化のため、引き続き計画策定の支援、商工団体における所要額確保に向け、補助事業（伴走型小規模事業者支援推進事業等）の対象経費拡大等の充実が必要。

地域未来投資促進法における支援措置の拡充等について

【経済産業省】

提案・要望事項

「地域未来投資促進法」は、県内企業の成長投資を減税措置など様々な面から支援する極めて有用な制度であり、熊本地震からの創造的復興の早期実現のため、次の支援制度について延長、拡充などの措置を講じていただきたい。

1 平成30年度末が期限の地域未来投資促進税制については、県内企業の投資意欲を高めるうえで最も効果の高い支援メニューのひとつであることから、平成31年度以降も継続していただきたい。

また、地域未来投資促進税制の要件である「先進性」を課さない被災地への特例についても、同様に継続していただきたい。

2 規制の特例措置として農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮規定が定められているが、国の基本方針において、市街化調整区域では配慮規定の対象となる施設が、流通の結節点の近傍における食品関連物流施設等に限定されている。

地域の実情に応じて配慮規定の対象となる施設を柔軟化するなど、制度を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

1 平成29年7月に施行された「地域未来投資促進法」では、熊本地震の被災地に対して配慮をいただき、地域未来投資促進税制において「先進性」の要件を科さない特例を、本県全域で措置していただいた。

また、本県では、県下全45市町村と一体となっていち早く基本計画を策定し、製造業のほか、農林水産業、観光業、情報通信業など幅広い事業者を対象とするとともに、県内各地での説明会開催や関係団体を通じて情報提供するなど、県内企業に対して広く本制度の周知を図った。

その結果、本県では53件（全国シェア9.2%）の事業計画を承認し、その多くが地域未来投資促進税制の活用を予定している。

しかしながら、復興需要の影響で、施工業者の都合により工期が長期化し、平成30年度内に投資が終わらない案件が出てきており、また、熊本地震で被災した施設等の復旧が終わらない状況で、新たな成長投資に踏み切ることは困難であることから、地域未来投資促進税制の期間延長が必要である。

【地域経済牽引事業計画の承認状況（H30.5.7現在）】

	承認件数	シェア
熊本県	53件	9.2%
全国	575件	100%

2 規制の特例措置のうち、市街化調整区域での開発許可については、国の基本方針において、配慮の対象となる施設が、「流通の結節点の近傍における食品関連物流施設等」、「原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍における研究施設等」に限定されている。

例えば、食品関連以外の物流施設や製造業施設等も、流通の結節点の近傍に立地することで、物流の効率化が図られ、地域経済牽引事業をより効果的に実施することが可能となる。

については、市町村によっては市街化区域に限られるなどの地域の実情を踏まえ、基本方針において配慮が受けられる対象施設を拡大するなど制度の拡充が必要である。

再生可能エネルギー導入拡大のための 「日本版コネクト&マネージ」の早期導入について

【経済産業省】

提案・要望事項

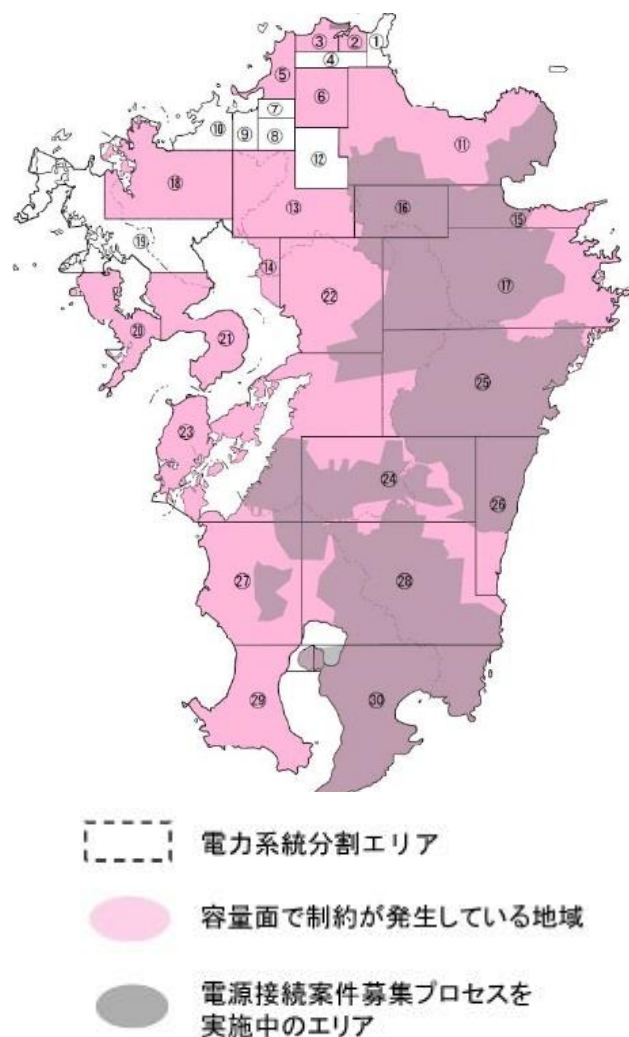
送電線等の容量不足等が特に厳しい状況となっている九州において、再生可能エネルギーの系統への受入拡大の方策として検討されている「日本版コネクト&マネージ」を早期に導入していただきたい。

そのうえで、政策的な観点から、小水力発電や地熱・温泉熱発電等再生可能エネルギーに由来するベースロード電源を、系統に優先接続できるような制度の運用をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を今後さらに進めるためには、送電線容量の制約問題の解消が大きな課題であり、特に九州は全国に比べて送電線等の容量不足が厳しい状況となっている。
- 熊本県では、地域の恵まれた資源を最大限生かした、地場の再エネ事業者による小水力発電や地熱・温泉熱発電等の導入を通じた地域の活性化を進めている。
- しかし、再エネのポテンシャルが高い地域ほど上位系統も含めた対策が必要になっており、再エネの導入に取り組んでいる地場の事業者は、事業実施の見通しを立てられない等、導入促進の大きな障害になっている。
- このため、多額の資金と長期の工事期間を要する送電線等の増強によらずに解決できる方策として、現在国において検討が進められている既存の系統を有効活用した「日本版コネクト&マネージ」の早期導入をお願いしたい。
- そのうえで、再エネを生かした地方創生の実現のため、小水力発電や地熱・温泉熱発電等については、系統に優先接続できるような制度の運用をお願いしたい。

【参考】九州電力管内の発電機連系制約マップ
平成29年8月現在 ※九州電力ホームページより



大規模太陽光発電所の建設に伴う周辺環境への被害の防止及び発電終了後の撤去等適正処理について

【農林水産省、経済産業省】

提案・要望事項

大規模な太陽光発電所の建設による景観の悪化、災害、土砂流出等周辺環境への影響、や発電終了後の撤去等に係る課題に対し、適切な対応が図られるよう開発や撤去等における統一的な基準や関係法令を早急に整備していただきたい。

また、地域住民の理解を得ないまま建設を進めることのないよう、国が責任を持って事業者を指導すること。さらには、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県においては、太陽光発電所の整備が進み、再生可能エネルギーの導入拡大に大きく貢献している。
- 一方で、森林、原野及び農地において、数十ha規模で樹木の伐採や造成等が行われ、土砂流出や河川の汚濁等周辺環境へ影響を及ぼす事例がでてきている。
- 今後更に、大規模な開発も計画されており、地域住民等に説明がないまま開発が進められることで、災害や景観、環境への影響等を心配する地域住民との関係悪化等が懸念される。
- また、将来のパネルの撤去及び処分についても、これらに要する費用を確保していない事業者も見受けられる状況がある。

熊本地震からの復旧・復興に係る人材確保等について

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

- 1 熊本地震からの復旧・復興に取り組む県内企業における雇用創出及び人材確保を促進するため、地域雇用開発助成金（熊本地震特例）について、平成31年度も引き続き措置をお願いしたい。
- 2 人手不足解消のため、本県が取り組む若年者や県外からのU I Jターン就職希望者及び未就業の女性・高齢者の就職支援事業等について、地方創生推進交付金等による手厚い財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 震災後の復興需要等により、県内有効求人倍率は過去最高を記録しており、全国平均を上回っている。福祉・建設分野における人手不足感は従前から生じていたが、建設分野は熊本地震の影響で深刻化している。加えて、復旧・復興工事に関連する警備業や運輸業のほか、あらゆる分野で人手不足感が高まっており、復旧・復興への大きな課題となってきた。

また、熊本地震の被害が特に大きかった地域においては、交通インフラが復旧していないこと等の影響もあり、復旧再建の見通しが立たないといった地域的な特殊事情がある。

このような状況にある県内企業では、「工事業者が見つからないため」や「災害復旧などの公共工事の影響のため」等の本人の事情によらない理由で、被災した施設等の復旧が未だできておらず、雇用創出に至っていない。復旧が完了し雇用創出に至るには、遅い企業では平成31年度以降になる見込みであることから、グループ補助金を活用した産業復興と一体となった雇用創出を最大限図るために、地域雇用開発助成金の熊本地震特例について、平成31年度も引き続き措置をお願いしたい。

○地域雇用開発助成金（熊本地震特例）の計画提出期間（H31.3.31）の延長

- 2 全国的な労働力不足に加え、震災前からの本県の課題であった若年層の大都市圏への人口流出という構造的な問題に対応するため、若年者の地元定着及び県内の未就業の女性や高齢者の労働市場への参加を促進する必要がある。

このため、本県が実施する若年者の県内就職促進のためのブライト企業認定の取り組みや県内外の学生を対象としたインターンシップ、U I Jターン就職支援、女性・高齢者の就労支援等に対して、地方創生推進交付金等による手厚い支援をお願いしたい。

地域の建設産業における人材確保・育成について

【内閣府、厚生労働省、国土交通省】

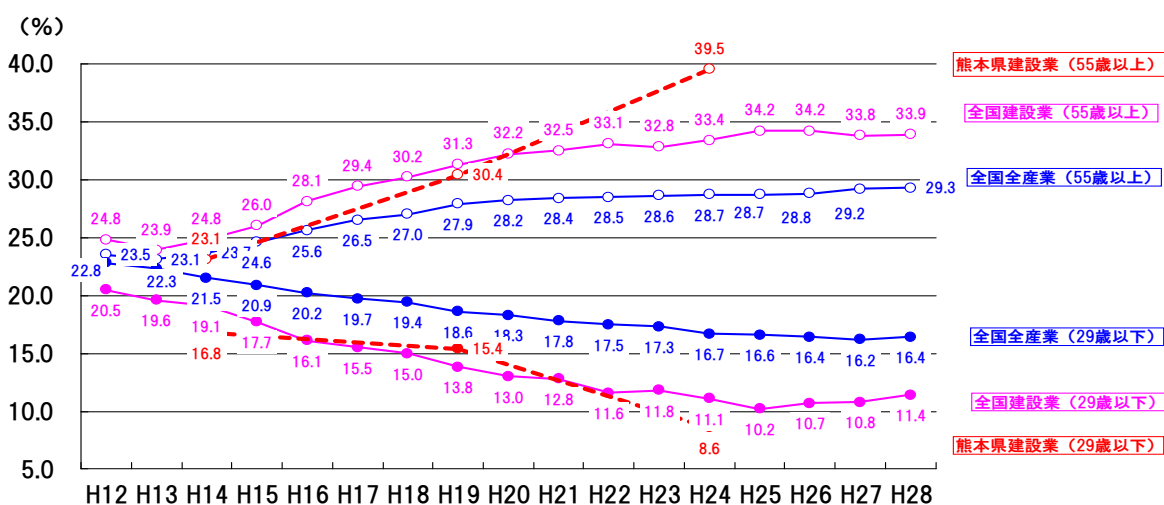
提案・要望事項

現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工等、さらには、地域の安全・安心の確保と、その担い手を確保するため、地域の建設産業における人材確保・育成に必要な財政支援及び技術検定の制度改正をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県の建設業従事者は、平成13年から平成24年にかけて約25%減少している。
また、その年齢構成は、55歳以上が39.5%、29歳以下が8.6%と全国に比べ高齢化が進行しており、建設産業の担い手確保・育成が喫緊の課題となっている。

建設業就業者等の年齢構成の推移



【財政支援の内容】

- 若年の技能者の入職に対する支援
厚生労働省の「人材開発支援助成金」において、認定訓練に対する賃金等の助成があるが、若年者の技能者入職促進のため、助成額の増など一層の支援の拡充。
- 若年の技術者、技能者の資格取得や研修受講に対する支援
資格取得による定着促進を図るため、施工管理技士や技能士等の建設産業に必要な資格取得に係る受験手数料、講座受講料等の支援の拡充。
- 若年者の確保対策に対する支援
働き方改革が進められる中、若年者を確保するため、企業が行う採用に要する経費や、女性が働きやすい就業環境の整備等の処遇改善に必要な経費への支援。

【制度改正の内容】

- 現在高校生（指定学科卒）が卒業してから主任技術者となるために最短3年、監理技術者となるために最短7年の実務経験が必要となっているが、早期の資格取得により、職への定着を図るために実務経験の要件緩和をお願いしたい。
- 平成28年度から2級土木学科試験地に本県が加えられたが、実地試験についても本県で実施。さらに、その他の業種の学科・実地試験についても、熊本県における実施をお願いしたい。

高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成について

【文部科学省】

提案・要望事項

「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」の各事業について、指定の継続、本県からの申請校の指定及び十分な事業費の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

○ 指定の継続及び事業費の確保について

本県ではSSH、SGH、SPHを「熊本県スーパーハイスクール」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行うなど、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。

指定校による合同研究発表会には県内外の高校生や教員も見学を訪れており、複数の指定校による多様な取組みの効果が、その他の高校へも波及するなど、指定校は、本県全体の教育の中心的役割を担っている。そのため、現在の指定校の指定の継続と、これらの先進的な取組みが可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

なお、本県の指定校のなかには、委託費が前年度と比較して減額されている学校もあり、研究を進める上で影響が生じているため、指定校に係る事業費の確保も併せてお願いしたい。

事業費及び本県指定校の推移

主な事業名等	H28年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)	H29年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)	H30年度当初予算 ※熊本県配当 (熊本県指定校数)
スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業	2,155百万円 ※21百万円 (3校)	2,219百万円 ※40百万円 (4校)	2,219百万円 ※37百万円 (4校)
スーパーグローバルハイスクール(SGH)事業	1,052百万円 ※17.2百万円 (2校)	869百万円 ※13.8百万円 (2校)	843百万円 ※13.4百万円 (2校)
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール(SPH)事業	164百万円 ※8百万円 (1校)	173百万円 ※4百万円 (1校)	149百万円 ※未定 (2校)

○ 申請校の指定について

SPHについては、現在指定を受けている農業分野に加え、平成30年度より工業分野（熊本工業高校）が指定を受けた。平成31年度以降も申請を行い、産業界で必要とされる高度な専門知識・技術の習得のための先導的・汎用的モデルとなる手法（カリキュラム等）の普及・確立を図り、各専門高校のレベルアップにつなげたいと考えている。については、本県からの申請校の指定について特段の配慮をお願いしたい。

○ 事業の継続について

SGHについては、環境問題をテーマに課題研究を進めている。国内外での研修や外部講師による講演会等を通じて研究内容を深める一方で、即興型英語ディベートに取り組むなど、コミュニケーション能力全般の向上を図っている。現指定校以外にも、県内の多くの高校がグローバル人材育成に熱心に取り組んでおり、SGHの新規募集の再開など、引き続きグローバル人材を育成することを目指した事業の継続をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援について

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇くまもと空港について、国際線の定期路線の新規就航等が相次ぎ、特に国際線の航空機を駐機するスポットが不足する状態になっているため、10番スポットのエプロン拡張について、確実な着工に御配慮いただきたい。
- 2 阿蘇くまもと空港及び熊本港・八代港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、急増するアジア等からの来客及び貨物に対し迅速かつ適切に対応するため、充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草エアラインについて、地域航空ネットワークの安定的な確保のため、各種支援制度の創設・拡充を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、アジア地域との交流拡大を図り、また、阿蘇くまもと空港の拠点性を高めるため、国内・国際路線の新規開設・増便に積極的に取り組んでおり、その成果として、国内線では平成26年から国内L C Cが新規就航し、国際線では平成27年から台湾・高雄線と香港線の定期便が新規就航した。それにより、当時、6つの民航機用スポットが、時間帯によっては空きが無い状態になり、新規就航に係るダイヤ調整に支障が生じている状況等を受けて、平成29年度に1スポット分のエプロンが拡張されたところである。

熊本地震発生後は、国内線の一部の便が欠航し、国際線全路線が運休したが、国内線は平成28年6月から全ての便の運航が再開し、国際線も平成29年11月の香港線の再開により、台湾・高雄線、ソウル線と合わせて地震発生前の国際3路線全てが再開されたところであり、国内線・国際線の旅客数も開港来の過去最高を記録している。県としては、熊本地震からの創造的復興に繋げるため、国内・国際路線の誘致に取り組んでおり、新規就航を促すためにも、更なるエプロンの拡張が必要である。

- 2 阿蘇くまもと空港の国際線は、2020年東京オリンピック・パラリンピックや2019年に本県で開催される女子ハンドボール世界大会などのイベント開催を控え、今後外国人旅客は増加していくことが予想されるため、円滑な出入国手続きの実現のためには、人員の増員などの対応が必要である。

そのため、海上貨物の増加やクルーズ船の寄港の大幅増が見込まれる熊本港・八代港も含め、C I Q体制の充実・強化を図っていただきたい。

- 3 天草地域は、県の中心である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど地理的状況は離島部と類似している。平成12年に就航を開始した天草エアラインは、天草地域の唯一の高速交通機関として、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして必要な存在であるが、1機だけの運航のため、重整備、乗員訓練及び耐空検査等による運休又は欠航が課題となっている。

今後、同機材を保有する航空会社と機材・部品等が融通できるように、国庫補助金で購入された部品等を融通できる仕組みづくりが必要である。また、平成27年度に新機材（ATR42-600）への機材更新を行ったことに伴い、機材の最大離陸重量が増加したことから空港使用料が増大し（約2千8百万円）、経営を圧迫している。

そのため、地域航空ネットワークを安定的に確保するためには、公租公課の減免やその基準の見直しなど支援制度の創設・拡充が必要である。

海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる八代港の整備促進について

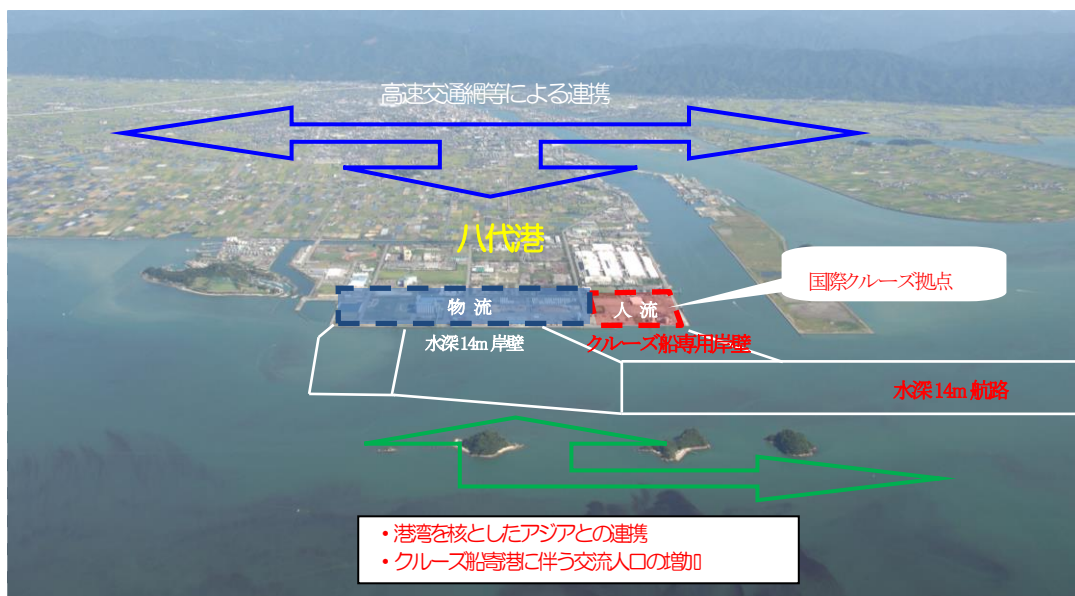
【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 国の掲げる2020年訪日クルーズ船客500万人の実現に向け、国際クルーズ拠点として耐震強化岸壁と一体となるクルーズ船専用岸壁の早期整備をお願いしたい。併せて、関連施設の整備やC I Qの体制強化等についても、引き続き支援をお願いしたい。
- 2 地域の活性化・活力維持を目的として物流機能強化を推進するため、県内最大の物流機能を持つ八代港の更なる機能強化に必要な水深14m岸壁関連港湾施設の着実な整備促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 八代港については、国の掲げる2020年訪日クルーズ船客500万人に向け、平成29年7月に、「国際旅客船拠点形成港湾」として国から指定を受け、今年2月には、県と船社との間で、国際クルーズ拠点形成協定を締結したところである。また、国におかれては、平成29年11月に、国際クルーズ拠点整備事業により岸壁整備に着手され、さらに今年2月には補正予算の配分がなされている。本事業は、2020年春の完成を目標に整備を進める必要があるが、県としても関連する施設整備を進めていくこととしており、国におかれてもクルーズ船専用岸壁の整備促進をお願いしたい。併せて、関連施設の整備に係る補助や国際クルーズ拠点形成に向けた船社との連携強化のための取組み等、引き続き支援をお願いしたい。また、船社による旅客ターミナル等の整備も進められており、クルーズ旅客の円滑な受入れを行うため、C I Q（税関、出入国管理、検疫）体制の強化をお願いしたい。
- 2 八代港は県内最大の物流機能を有し、九州の経済・産業活動に大きな役割を果たすアジアに向けた物流拠点であり、本県では、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の高速交通網と連携し、今年4月には新コンテナヤードを供用開始するなど、港の更なる利便性向上に取り組んでいる。
また、八代市を中心とした産業集積に向けて「くまもと県南フードバレー構想」や「やつしろ物流拠点構想」を策定し、八代港を活用した輸出の拡大に向けた様々な取組みを推進している。
これらの取組みを推進するためには、港湾施設の整備による物流機能の更なる強化が必要であり、引き続き水深14m岸壁関連港湾施設の早期完成を図ることが極めて重要である。



海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる熊本港の整備促進について

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港において、取扱貨物量の増加などのストック効果を重視して、港内静穏度確保などに向け、防波堤の整備などを国直轄事業による着実な促進をお願いしたい。
- 2 土砂等の堆積が著しい本港においては、航路・泊地の水深確保に必要な予算の確保及び交付金事業の採択要件の緩和をお願いしたい。
- 3 災害時の支援活動の拠点となる港湾として機能が果たせるよう、コンテナ船の大型化やクルーズ寄港にも対応可能な耐震強化岸壁の早期着手をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、政令指定都市に移行した熊本市を含む熊本都市圏の物流機能の強化を図るため、熊本港の整備が重要な課題となっている。

平成24年10月にガントリークレーンが完成し、今年3月末には、コンテナヤードの拡張が完了したところ。これまで取扱貨物量は順調に伸びているところであり、今後も引き続き官民一体となったポートセールス活動を積極的に展開し熊本港の利活用を促進していくこととしている。

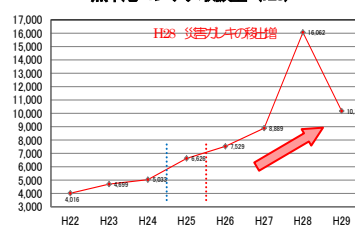
また、人流機能としては、長崎県と熊本県とをフェリーで結ぶ海陸交通の結節点として、さらに、平成26年度は外国船籍のクルーズ船が初寄港し、今年4月にも寄港するなど、熊本都市圏を中心とした県経済への効果が期待されている。

これらの取組みを推進するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要があり、国により整備が進められている防波堤の整備などを推進していくことが必要である。

- 2 一級河川白川・緑川に挟まれた本港は、有明海特有の閉鎖性等により河川からの土砂の堆積作用が著しいという特徴がある。そのため、航路・泊地の水深確保に多額の費用を要することから、必要な予算の確保及び交付金事業の採択要件の緩和をお願いしたい。
- 3 災害時の支援活動の拠点となる港湾として機能が果たせるよう、さらなるコンテナ船の大型化やクルーズ寄港への対応に必要な耐震強化岸壁の早期着手をお願いしたい。



熊本港コンテナ取扱量 (TEU)



H24.10 ガントリークレーン完成
H25. 9 岸壁 (-7.5m) 完成



海外船籍のクルーズ船初寄港 (H26.9)
【シルバーディスカバリー】

国際的なスポーツ大会の推進・選手育成と地域のスポーツ振興について

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 開催が来年(2019年)に迫った女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップを成功させるため、ハード・ソフト両面において、引き続き地方交付税の財政措置やスポーツ振興くじ(toto)の助成等、積極的な財政支援をお願いしたい。また、継続して、都市公園等の施設整備・改修等も必要なことから、防災・安全交付金等の財政支援も併せてお願いしたい。
- 2 次世代を担う選手たちが、国際競技力を身に付け、世界の檜舞台で活躍することができるよう、本県のトレーニング拠点施設の拡充に必要な予算の確保をお願いしたい。
- 3 障がい者スポーツのトップアスリートの育成のため、障がい者スポーツの競技団体の実情に即した強化費の拡充、組織基盤の強化のための運営費補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 4 東京五輪等を契機として、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。
- 5 文化の祭典でもある東京オリンピック・パラリンピックにおいて、熊本の伝統文化等で熊本地震からの復興の姿を発信できるよう、開閉会式等における地域文化の発表の場の確保や、文化プログラムの推進に必要な財政支援を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 熊本県は、東京2020オリンピック・パラリンピックの前年である2019年に、女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップを開催する。これらの大会に向け、会場となる施設の整備・改修を進めており、ラグビーのテストマッチやハンドボールの国際大会を開催するなど、準備を進めている。

これらの大会により、競技の普及、観光の振興、国際化の推進及び国内外への情報発信等、様々な面における広域的な波及効果が期待され、本県はもとより、九州各県の地方創生にも大きく寄与するものである。

平成28年4月、熊本地震が発生し、県内は甚大な被害に見舞われた。熊本県としては、被災された方々を含め、大きな災害を受けた県民全体が夢や希望を持って、傷ついた熊本を一日も早く復活させることができるよう、これらの大会の成功を熊本地震からの復興の一つのマイルストーンとして取り組んでいる。

来年に迫った大会を成功させるためには、プロモーション活動、語学ボランティアの育成、施設内誘導表示の設置・無料無線LAN設備の設置といった外国人観光客の受入環境整備等に加え、世界大会の開催に求められる会場整備等、ソフト・ハード両面にわたる幅広い対応が必要であり、開催までに引き続き多額の財政負担が見込まれる。

これらの取組みを大会まで着実に実施し、地方での国際大会の開催を成功させるため、地方交付税の財政措置や、スポーツ振興くじ(toto)の助成、防災・安全交付金の交付などの財政支援が必要である。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、2019年女子ハンドボール世界選手権及びラグビーワールドカップの熊本開催が決定し、トップアスリートの育成が課題となっている。

本県では、2020年東京オリンピックに出場の可能性のある選手をはじめ、将来有望な選手に対し、医科学分野を取り入れた先進的なトレーニングやパーソナルトレーナーによるサポート等の強化策を実施している。

今後、次世代を担う選手たちが国際大会等で活躍できるようこのような取組みを充実強化するためには、県内体育施設のトレーニング設備充実が必要である。

平成29年度 2020東京オリンピック選手育成事業指定選手 (13競技 29人)						
陸上競技(2)	水泳(1)	体操(1)	卓球(1)	バドミントン(6)	バレーボール(2)	
バスケットボール(1)	ハンドボール(6)	ラグビー(1)	サッカー(1)	ボクシング(4)		
レスリング(1)	フェンシング(2)			()・・・人数		

3 パラリンピック等を目指す障がい者の多くは、収入が少なく、県内外や海外で開催されるスポーツ大会への遠征費やスポーツ用具の購入等に要する費用の確保に苦慮している。また、選手の育成・指導等を行う障がい者スポーツの競技団体の多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われており組織基盤が弱い。

本県では、選手の育成を目的として、平成27年度から「2020東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(補助金)」を開始したが、強化費の拡充や組織基盤の強化のためには国による支援措置が必要である。(指定選手：平成27年度20人、28年度16人、29年度13人、30年度11人程度)

4 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者がスポーツを楽しめる地域密着型のスポーツクラブとして、スポーツによる地域の活性化に重要な役割を担っている。

平成29年7月現在、県内には68クラブが設立され、約15,000人の会員が活動を行っている。同クラブは安定したクラブ運営が求められているが、日本スポーツ振興センターからの助成金削減を受け、運営が厳しい状況にある。

特に、安定したクラブ経営のためには、優秀なクラブマネジャーの存在が必要不可欠であり、各クラブへのクラブマネジャーの設置が行えるよう、また、小学校の運動部活動の社会体育移行の受け皿として十分に機能できるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。

5 近年のオリンピックは「スポーツと文化の祭典」となっており、国は東京五輪を契機に全国各地で行われている文化の催事を文化プログラムとして位置づけ、我が国の文化芸術の魅力を国内外へ発信することとしている。

本県においても、伝統芸能をはじめ、熊本ならではの文化の魅力と、文化による熊本地震からの復興の姿を発信するため、県内の文化団体等と連携した取組みについて検討を進めているところであり、五輪会場等での地域文化の発表の場の確保や文化プログラムの推進に対する財政支援が必要である。

